

令和5年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年3月6日

招集年月日	令和5年3月3日				
招集の場所	安芸太田町議会議事堂				
開閉会日 及び宣告	開 会	令和5年3月3日 午前10時00分			議 長
	閉 会				議 長
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美
	2	斎 藤 マユミ	○	8	田 島 清
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣
	会議録署名議員	7 番	影 井 伊久美	8 番	田 島 清
	職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂	書 記	小 田 和 子
	地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明	教 育 長	二 見 吉 康
会議に付した事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

会議に付した事件

令和5年3月6日

	一般質問
--	------

令和5年第2回定例会
(令和5年3月6日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

皆さんおはようございます。今日から一般質問ですのでどうかよろしくお願ひいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、御手元に配付した一般質問通告表のとおり、9人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。はい。11番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

皆さんおはようございます。11番の佐々木美知夫でございます。よろしくお願ひをいたします。それでは始めたいと思います。12月定例議会では、私、コロナ感染症の濃厚接触者となり、ちょうど定例議会期間、自宅から外出することが出来ず、やむなく欠席することとなり、誠に残念な結果になりました。これら感染症も、今年に入り一時的には拡大しましたが、現在は当町を含め減少傾向にあり、各地でイベントや地域行事が行われるようになりました。私の住んでいる地域でも、2年間休止をしていた、とんどを規模を縮小し実施され、約40名の参加がありました。参加された皆様は、やはり、地域行事はあったほうがよい。地域が元気になる。と言われ、笑顔でお話をされておりました。国は、マスク着用、改良方針の予定で、文部科学省もそれを受け、全国の教育委員会等にマスクを外すことを基本とすると通知され、マスクなしの生活が始まるものと思われます。しかし、習慣等は怖いもので、マスクを外すことへの抵抗感もあり、素顔で生活に不安を抱いている児童生徒もいるとの報道もありました。コロナ感染症の影響は、どれほど大きかったかを考えさせられます。減少傾向にあるとはいえ、まだまだ対策をしっかりと、イベントや地域行事を実施されなければと思うところです。さて、本題に入りたいと思います。マスクを外させていただきます。付けとろうと忘れてました。近年、学校教育に関する諸課題が指摘され、コロナ感染症対策はもちろんのこと、児童生徒のいじめ、不登校問題、また教師による児童生徒への体罰、また、スクールバス利用の、幼児の車内積み残し問題等、数々の問題が指摘され、教育関係者への風当たりが、強くなっている現状や、若年層への教師への成り手不足も指摘をされております。日々、教育委員会、また、学校関係者の苦労と努力は大変なことと認識をしていますが、その上で、通告しております、教育現場や児童生徒の諸課題を、についての対応について伺います。まず1点目。若年層の教師志望が減少し、全国的に教師確保が難しくなっていると。聞きますが、本町では、もちろん教師配置は県教委の範囲であることが認識しております。今申しましたように、教師確保の件について伺います。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

今、教師不足のことについて、御質問いただきました。既に、この4月から採用予定となっております、令和5年度の広島県広島市公立学校教員採用候補者の名簿があるようでございますが、それには、小学校で459名登録され、中学校でも228名が登録されていると。これは、小学校倍率が1.9倍でございました。それから、中

字は3.6倍でございました。昨年に比べますと若干応募者等も増えましたようですが、広島県内において教師志望の若者は年々、減少傾向にあるというふうに聞いております。実際に学校現場で本町の場合どうかということでございますが、結論的に申しますと現在は、常勤の職員について欠員は生じておりません。ただ、昨年の4月、県内でスタートするのに、市や町においては学級担任がまだ決まってない、探せていないというふうなことを聞いたことございますが、本町では、県費の本務者が64名、それから、同じく、臨時的任用者が5名、それから会計年度職員の県費が7名という、ありますけれども、町内のO Bの先生方、あるいは、これまで継続して、臨時的任用等で頑張っていただいた方も協力いただいて、全てのところに、定員内で入っていると思っております。ただですね、他町でも多くあるんですが、常勤の職員が産休あるいは育休、病休等を取得する場合に、代員の確保が非常に難しいと聞いておりますので、本町でもそういった事態が発生すれば、苦慮するところがあるんじやないかと思っております。代員も含め、教職員の人事につきましては、これまでどおり県教育委員会と連携しながら、そういう事態が起こらないように努めていきたいと思ってます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

ありがとうございます。今教育長が述べられたように、広島県、教育委員会、教員の成り手不足によるいろいろな問題が発生しているところでございます。何年か前にも、今教員免許の更新、たしか5年だと思うんですが、10年ですか、いうようなことで、これが今度は撤廃されるというよりも伺っております。いろいろ教員に問題もある教員もおられようかとは思いますがその辺を、正確に把握されて、教師の採用を検討していただきたいと思います。2問目になります。以前、学校現場の教師の、過重労働問題が問題になり本町でも、議会が指摘し、実態の説明を受けた覚えがございます。現在の各学校の労働時間の現状把握はどうなっているかをお尋ねをいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいま御質問の教員の勤務時間現状等の実態というところでございます。令和3年3月改定の学校における働き方改革取組方針におきましては、時間外勤務の成果指標を原則、年間360時間以内、月に数えまして、45時間以内としておるところでございまして、時間外勤務の状況については、学校調理場より、月例の報告を受けているところでございます。実態でございますが、現在上半期のものをまとめているものがございますが、月の時間外勤務が45時間以内の教職員の割合、つまり時間内に収まっているというところの教職員の割合は、全ての月において昨年度の同月より増加をしているというところでございますので、状況は、昨年以上に改善しているというところでございます。年度でおきますと4月が1番年度変わりで、勤務の時間が長くなるという傾向にございますが、令和3年度におきましては、45時間以内に収まった割合が43%でございますが、令和4年度におきましては69%が45時間以内に収まっていると。その他の月におきましては、大体8割から9割が45時間以内に収まっている職員の割合という形になっているところでございます。状況は改善していくところでございますが、今後も引き続き、各学校調理場における、業務改善に向けた取組を推進してまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

今御報告によると大分改善をしてきていると。ということではございますが、以前にも質問をしたことがあ

るんですけども、学校現場のほうで勤務時間の把握、これタイムレコーダーなのか、それとも自筆で書いてやっているものなのか、そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいまお聞きました勤務実態の把握につきましてでございますけど、各学校におきましては、タイムレコーダーのほうを設置しております、職員のほうが、出退勤のときに打刻をするというものをまとめて、学校長等がまとめてですね、報告をしているというものでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

最近、タイムレコーダーでの管理ということではございますが、私にわかつに信じがたい。この月内 45 時間というのはね、やはりそう言ったことがあって、先ほども述べましたが、教師の成り手いわゆる、私、個人的には思ってるんですが、学校現場、特に教員の方はブラックに近いというように私自身は認識しております。その辺の改善をくれぐれも指導されまして、教師の過労働などないように、進めていただきたいと思います。3 番目に入ります。先ほど申しましたように、日曜日、土曜日等々を含めまして、過労働、部活動等の休日勤務に配慮し、地域移行が進められるよう聞いておりますが、本町の方針はいかがでしょうか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。学校部活動の地域移行につきましては、11 月に公立中学校の部活動の地域移行に係る県市町の担当課長会議及び県市町共同会議が開催をされまして、本件について、県全体の協議が始まったところでございます。また、12 月には、スポーツ庁と文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示され、それに伴い町としても、まずは休日の部活動につきまして、地域へ移行していくための準備を進めていくことになると考えているところでございます。しかしながら、本町に限らず、他市町におきましても、受皿となる団体の整備、指導者の確保、生徒、保護者の経済的時間的負担の軽減等、課題は多いものと考えております。今後は、国、県の、動向を注視しながら、本町において実態に応じた方針を示すための検討を続けていく必要があると考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

ほど、今、課長述べられたとおりでございます。これを県について地域移行を移すとしても、恐らく、成り手不足が生じてくると思われます。やはり、そういった移行するに当たって、やはりそれなりの報酬なり考えていかなければ、せっかく、そういった方針を出されても、なかなか成り手不足によって、うまく移行していくかという課題が出てくるのではないかと私は思っております。その辺をよくよく検討されながら進めていただけたらと思います。4 番目に入ります。町内 3 小学校、戸河内小学校、加計小学校では制服が決められて、制服で登下校されているが、なぜ筒賀小学校のみ制服でないのか。学校行事での学校からの式服要望もあり、その都度、苦心している現状があります。年間どれほど制服を着用する機会があるのか疑問を持っております。制服に対する問題は、賛否両論あると思われますが、修学旅行等を現在、3 校合同でされているとは思われますが、できれば、もう制服は、されたほうがいいのではないかと私は個人的には思います。確かに制服にされると、保護者の負担も増えるかとは思われますが、そういった町内小学校、全員で修学旅行等行かれる場合に、

そのために、制服を買ったりすることにもなってるわけです。その辺の見解をお願いします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。町内の制服の実態、並びにそれに伴いまして、現在、私服の通学を基本とおきます筒賀小学校の問題の話でございます。通学服、いわゆる制服につきましては、児童生徒の服装が華美にならないようにという指導の観点でありますとか、経済的負担の観点から、保護者の意見を聞き、各学校において、それぞれ規定が定められているところでございます。議員も申されましたように、町内小学校のうち、加計、戸河内には制服規定がありますが、筒賀は自由服としているところでございますが、資金等の場合におきましては、黒、紺、白などを基調としたものを基本としてお願いをしているところでございます。式等の場合や通信等でお知らせをさせていただいているところでございますので、その中で、制服、余り華美にならないような服装というところでお願いをしているところでございます。この制服規定につきまして、先ほどもありました修学旅行等につきましても、筒賀においては、同様に、黒、白のですね、服を着て修学旅行に行っているという実態を確認をさせていただいたところでございます。経済的観点からですね、制服を要望するという保護者があるというところも、一定程度把握をしているところでございますが、その反面、現代の社会情勢からですね、自由服のままがいいという保護者も一定数居るのではないかというふうに考えているところでございます。この制服規定においては、いずれにしましても、保護者のほうから、PTAでありますとか、学校と十分な協議を行う中で、必要に応じて制服規定を、規定を設けるなどして十分な検定を行って決定していただく必要があると考えております。教育委員会といたしましては、保護者等の要望がありますれば、必要に応じて学校に協議の場などの開催について助言をしてまいりたいと、考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

課長の答弁、ある程度理解をいたします。しかし、以前、筒賀小学校は制服であったと私は理解をいたしております。いつの時点で変わったのかは定かでありませんが、やはり、そういう統一的意識、要するに入学式であり、卒業式であり、修学旅行であり、そういった時点で学校のほうから、わざくら保護者のほうへ通知が行くわけですね。なるべく式服、先ほど課長言われましたように、黒、紺、白、そういったことがあるわけです。だったら、最初から、もう制服にしていたほうがいいのではないかと、私は個人的には思います。次の問題にも関連をするんですが、違いますね。5番目行きます。文部科学省は将来的には紙の教科書から、ICTを利用した、デジタル教科書への移行との報道があるが、本教育委員会の見解はいかがでしょうか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。デジタル教科書の現状と今後についての御質問でございますが、本町におきましては、文部科学省が実施いたします。学習者用デジタル教科書実証事業に、全ての小・中学校が参加しております、各校1、または2教科のデジタル教科書の活用した授業に取組を始めたところでございます。デジタル教科書の有効性を感じる意見もあれば、発達段階でありますとか、健康被害への影響も心配する声も出てきているところで、今後は、児童生徒の学びへの効果でありますとか、課題を明らかにし、よりよい活用の在り方につきまして、検討を生かしていきたい、続けていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

このデジタル教科書、私個人的には反対でございます。なぜなら、昨今、安芸太田町の町内の学校でもそうなんですが、読書をする時間が非常に減っていると。これも全国的かも分かりません。ただ、5日の報告によりますと、今頃の子どもは読書、余りしないということを伺っております。やはり、本を読んだり、理解をしたり、それには、紙ベースのものがいいんじゃないかと思っております。この辺も今から議論されるべきところだとは思いますが、よく検討していただいて、行っていかれたらと思います。6番目に入ります。これ先ほど言いました。制服にも多少は関連するかも分かりません。富山県立山町では、来年度から新入生に対し、M社、これ企業の個別の名前を控えてM社と、開発した通学用ランドセルを無料を贈呈し使用すると、令和4年11月7日の教育新聞に掲載され、定価は1万4850円と安価な上、タブレット端末を含めて、全ての教材教具を、収納出来、軽量で6年間使用できる耐久性を備えている。一般的なランドセルは、平均単価5万円を超えるものでは10万円近くするランドセルもございます。保護者の経済的負担も軽減できることから、本町での採用の考えはございませんか、伺います。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ランドセルにつきましては、先ほど議員も申されましたように、価格は5万円台を中心で、重さにつきましては、1.1から1.5キログラム程度であり、最近は、ランドセルメーカー以外から、先ほど申しましたような通学かばんとして1万円台で、1キロを切るものも発売をされているところでございます。小学校のランドセルの規定につきましては、1校がランドセルの使用、2校がランドセルなどの通学に適したかばんというような規定になっておりますが、実態におきましては、どの学校におきましても、ランドセルに限らず、いわゆるリュックサック等についてもですね、認めているところでございます。実態的にはそういうような対応をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

今のランドセルですけども、皆さん、ちっちゃい子、おられると思いますが、ランドセルの荷物が入ったランドセルをお持ち、手に下げて持たれたことがございますか。私、今、孫が小学校1年生で1年間通いました。実際にランドセル、今の中身も重たいんではあるんでしょうが、やはり相当重たいものがございます。夏の暑いさなかに、あの重たいランドセルを背中に背負って背中に汗をかきながら行く姿は、本当に保護者として心配されるのではないかと、いうように危惧いたしております。変えるものなら、やはり軽くて丈夫なランドセル、今、先ほど言いましたように、リュックサック形式なども考えるのもいいのではないかと思います。ランドセルの話になりますが、最近、ランドセルもすごく種類が多うございます。以前ですね、私、学校名は申しませんが、ランドセルの色ですね、今ランドセルの色、約40種類ぐらいあるとお聞きしております。ある学校で、ランドセルの色を指摘されたと先生から、いったことも何年か前にお聞きしました。今ある程度そういうことを言われる先生はおられないんじゃないかと思うんですが、そういう実態はありますか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。先ほどのランドセルの色というような指摘を聞いたというところは、今現在教育委員会のほうではございません。また、今申しましたランドセルの規定の改定の必要性につきましては、先ほど答弁させていただきました制服の場合と同様にですね、十分に検討を続けてまいりたいというふうに考えております。一方で、通

学時の負担の大きな原因につきましては、ランドセルそのものよりも、教科書などの教材の重さというのが1番大きな原因であるというふうに考えております。現在、各小学校におきましては、家庭での学習に必要なないものにつきましては、学校に置いておくというところを認めるなどとしまして、通学時における、児童のですね、負担の軽減に努めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

ぜひ、そういうほうに、考えていただきたい。7番目に入ります。2021年の文科省調査で、小中高等学校等、スマートフォンを利用したネットいじめと認知された件数は、過去最多の2万1900件とあります。相手が相手の顔が見えない陰湿な行為で、他人を中傷する等、社会問題になっているが、本町での現状把握、どのように把握されているかお尋ねをいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。SNS等による、ネットいじめ等の問題でございます。子どもたちが携帯電話、インターネットを利用する機会は、近年急激に増加しております、子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えていたところでございます。その中で他人に成り済まして、携帯電話のメール等を利用して、特定に子どもに対する誹謗中傷、いわゆるネット上のいじめという新しい形のいじめの問題が、問題視をされていいるところでございます。現在、本町におきまして、ネットいじめが深刻化しているという情報はありません。報告等もないところでございます。学校におきましては、情報モラル教育を推進しております、昨年2月には、子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議に置いて、保護者を中心として、ネット上いじめの問題に対する呼びかけ等のリーフレットを全国の学校、PTAなどに配布をいたしまして、学校、保護者と連携した取組を進めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

このいじめ等々の問題は、いろいろあろうかと思いますが、教育委員会のほうで把握されてるかどうかよく分かりませんが、私の今この手元に、アンケート、保護者用のアンケートがございます。これ学校から出されたもんです。三つありますて、当てはまる、当てはまらない、分からない。この三つをどれかを丸で囲んでくださいと。あなたのお子さんはいじめを受けている、一つですね、これが当てはまるか当てはまらないか。あなたのお子さんが先生からたたかれたりし、蹴られたりしたことがあることと聞いたことがある。あなたのお子さんが先生から体をさわられたり嫌なことをされたりしたことがあると聞いたことがある。学校でいじめ体罰セクハラがあると聞いたことがある。いじめ体罰セクハラ等お子さんについて悩みや学校に対しての要望があればお書きください、というアンケートです。これ、町内の各学校に配布されてるのかどうかは分かりませんがこれは筒賀小学校のものです。で、これ保護者用なんですかけれども、これ親御さんとお子さんが、例えば家庭の中でお話をされてこういうことをされた言葉があるとかいったことのアンケートだとは思うんですが、この集計、集計ですね。結果を集計結果というのは教育委員会のほうで把握されていますか。

○中本正廣議長

二見教育長

○二見吉康教育長

先ほどの筒賀の保護者アンケートでございますが、これは、それぞれの小中学校ともですね、若干内容は違ひ

があるかも分かりませんが、年間で前期と後期分けてですね、年度の早い時期と終わりに、保護者の反応についてさせていただくということでおぼどの学校でもやっております。それから、いじめ等、嫌な思いをしたとかいう状況についての児童生徒アンケートはそれぞれの学校でやっております。その調査の都度、教育委員会のほうに報告というふうにはさせておりませんが、深刻な状況の想定されるものについては、随時報告いただいております。今年度の暴力行為、いじめ、不登校の問題についても、月例で報告をしておりますが、いじめそのものの件数は、上半期で申しますと 10 件程度で、いじめという報告が上がっております。その中に、今の S N S 問題等については、特に聞いておりません、その実態はですね、いうふうな状況でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

一応、児童生徒にもアンケートを出しているということではございますが、とかく学校現場というものは、こういうことを言つたら失礼に当たるかも分かりませんが、なるべく、事なき隠そうとするというようなことが多いのではなかろうかと思います。私何を言いたいかといいますと、この児童アンケートにしても、保護者のアンケートにしても、余り役には立たないのではなかろうかと思います。やはり我が子がいじめにあっていようが、なるべくこういうことを、書いて学校に問題提起をしたくないというような保護者の方も随分おられるんじやないかと思っております。教師の方々、または学校でいろんな方策を出されて、やはり、今問題になつてゐるいじめ問題に取り組んでいくということは評価は出来ますが、やはり、学校、子どもたちの全国的にも、いじめ等で問題になっております。なくなる、ゼロになるということはちょっと考えられないかも分かりませんが、日々努力をしていただきたいと思います。8 番目に行きます。これいじめ問題にも関連するかとは思いますが、コロナ禍による生活リズムの乱れにより、小中学校の不登校の児童生徒が増加をいたしております。文科省の調査では、2021 年度に 30 日以上欠席した不登校の児童生徒は、過去最多の 24 万 4940 人あります。ちなみに、2020 年は 19 万 6000 人でした。結構増えております。本町での、この不登校の現状を把握はどうなっていますでしょうか、伺います。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

まず現状把握ということでございますが、暴力行為とかいじめ不登校については、月例の報告を受けるようにしております、それは、個別に児童生徒名も分かるような形であります。今、定義として、不登校が、トータルで 30 日を超えたものを、不登校というふうに定義づけておりますけども、これは 4 月からずっと休みが積み重なっていくと途中で不登校の数字として上がってまいります。そういう点ではですね、今年度は、これまで 3 年間のコロナの状況の中で、全国的にもコロナの影響があるのではないかというふうな推察もありますが、本町でも間違いなく、昨年度に比べて、コロナと思われるような状況で不登校の子どもの数が上がってきており、というのも、コロナのために欠席しているのではないかと思われるような、登校を嫌ってると思われるそういうこともありますので、間違いなく増えております。そして、調査については随時やっております。その不登校の子どもについては、個別のですね、対応して、場合によっては、関係機関等も含めてケース会議を行う。また、保護者とも面談させていただく形で、年度の当初、不登校だったものが、途中で登校できるようになってきたということで改善したものもございます。そういう意味では、累積の数はずっと増えてまいりますけども、改善したものもありますので、現在の実質は、さつき、申しましたのから言えば、現在 2 けたまで来ておりますけども、トータルがですね、実際には学校へ來るもの引きば 1 けたに下がっているというふうな状況でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

今、教育長のご報告のとおりだと私は思っておりますが、不登校児に対して、今恐らく長引く場合は担当の先生とか、行かれて勉強を指導したり、i Pad を使用して、もうやられてるんではないかと私は思つてゐるわけですが、現在全国的にもスクールカウンセラーの配置が進められる状況にあります。今のこの安芸太田町内の学校にそいついたカウンセラーが配置されているのかどうか、また今後、配置する予定があるのかを伺います。

○中本正廣議長

はい。二見教育長

○二見吉康教育長

はい。不登校児生徒、あるいはそれ以外にも、生活上の悩みを持っている子どもたちに対しての効果的なものとしては、スクールカウンセラー、あるいは、スクールソーシャルワーカーというふうな方がいらっしゃいますが、原則、県からの、これは派遣でございまして、中学校のほうに駐在する形で月1回程度で来ていただくということで、中学校だけの対応じゃなく、必要に応じて、小学校の児童生徒、また保護者、あるいは、どのように指導したらよいかという点では、先生方も相談に行くというふうな形で活用しております。そういう点では、あらかじめいついつ来られるということで通知をして、そういう関係の保護者等にもですね、連絡をして保護者が来られたり、子どものカウンセリングするというふうなことで活用しております。これは、現在、県のほうでの全中学校への配置ということになっておりますので、来年度もそういうふうな状況をしていただけるものと思っております。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

その辺を随時進めていただけたらと思います。最後になりますが、最近、保護者や先生による児童生徒への虐待が問題視をされております。新聞テレビ等で報道されておりますが、本町での虐待、また、最近よく言われます。ヤングケアラー等の実態と対応はどのようになっておりますか、伺います。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。児童生徒に対します、虐待につきましての御質問でございます。学校、家庭での虐待の事案の確認された場合におきましては、教育委員会が報告を受けて、学校のことについては対応するわけでございますが、自主的には虐待等ですね、担当課なり主幹であります健康福祉課等でですね、連携を行い、適宜対処しておるところでございます。細かいところにおきましては、虐待の細かいことにつきましては健康福祉課のほうということになると思いますけど、近年、学校等にですね、おける虐待等の対応でですね、重大な事案というものは発生していないというふうに考えているところでございますが、中のケースにおきましてはですね、家庭からの相談を受けましたり、警察等からの情報が入りましたら、情報収集を行いまして、必要関係機関との連携をとるケース会議を行うというような対応を行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。伊賀福祉健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。虐待に関する件で、健康福祉課のほうから答弁のほうをさせていただきます。児童生徒に対します虐待というのは、保護者が、その監護する児童、18歳未満のお子さんですけども、行いますもので、明らかな外

傷があつたり、また、生命や身体の安全に関わる、栄養失調や療養放棄といったネグレクト、さらには、性的虐待であつたりとか、心理的虐待が疑われるもの、こういったものを、虐待として捉えているところでございます。健康福祉課におきましては、まず虐待の疑いということについて、住民の皆様、また、学校や病院等から通報等があつた場合は、教育課のほうと連携をして対応してまいります。特に、まずは両課で情報を把握し、状況を把握して、情報交換するとともに、対応について協議をしていくんですけども、場合によっては、電話でありましたり、家庭訪問等をさせていただいて、状況の把握等に努めてまいります。健康福祉課のほうで、主に関わる場合には、やはり養育に問題があるというようなケースがほとんどで、特にその当事者のほうでですね、寄り添い、一緒に考え行動するといった伴走的な支援をするというところに努めておるところでございます。県の子ども家庭センターのほうから、通告というのがですね、年に数件ございます。けれども、通告イコール虐待とはとらえずに、まずは確認が必要であるという事案だというふうにまずは捉えて、状況の確認のほうをしているところでございます。特に、虐待として認定したケースにおいては、過去10年間でですね、3件ございました。これは全て、DV、ドメスティックバイオレンスに関係しているものでございました。特に、DVにつきましては子どもの成長にとって大切な安全、安心というものを心から壊していくものでございますので、もし虐待かなというふうに思われた場合はですね、県もそうですけど、まずは、町の健康福祉課のほうに御連絡をいただければというふうにとらえているところでございます。なお、ヤングケアラーの件について御質問いただいたところでございますが、過去も答弁のほうさせていただいたところではございますけども、今現在ですね、過去にはそういうふうな事案等もございましたが、今もって、ヤングケアラーという形で認知しているところはございません。ただ、相談等ございましたら、相談支援センターの職員また保健師等がですね、訪問等させていただいて、一緒に考えていく、また、寄り添って行動していくということを、これからも続けてまいります。以上です。

○中本正廣議長

はい。佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

はい。一応教育現場の課題を指摘し、答弁をいただきました。11番、佐々木これで終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で11番、佐々木美知夫議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。

休憩 午前10：48分

再開 午前11：00分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい。1番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。議席番号1の角田でございます。暖かくなつてまいりました。令和5年もあつという間に2か月が経過をいたしました。この間、町長初め執行部の皆様は、新年度予算に取り組まれ、令和5年度の方向づけをされてきたところでございます。今定例会に提出、提案されました、新年度予算案につきましては、後日、実効性、費用対効果を視点にして、審査に臨みたいと思います。日夜を問わぬ御尽力に敬意を表し、早速ではございますが、通告しております一般質問を始めさせていただきます。一問一答方式で行いま

す。筒賀拠点整備計画につきましては、先月2月26日に意見交換会が開催されております。それ以前に一般質問通告書を提出しておりますので、通告書どおりで、その内容で質問をさせていただきます。最後に、意見交換会の様子について聞かせていただければと思っております。生涯活躍のまち筒賀拠点整備事業について。今、筒賀地域におきまして、筒賀拠点整備に向けて計画策定が進められております。住民の意見を聞くという形で、筒賀地域の拠点整備に向けて動き始めたところでございます。筒賀拠点整備計画策定委員会を設置され、これまで5回策定委員会が開催されました。途中で住民との意見交換会も開催されたところでございます。私は、第2回の策定委員会から、傍聴を続けております。意見交換会にも出席をしたところでございます。第2回の意見策定委員会における委員の意見として、今ある施設の有効利用、どこを残してどこを整理するのか。拠点整備の対象範囲について、筒賀地域全体について考えるのか。一定の範囲を対象として拠点整備を行うのか。課題解決のための機能整備ではあるが、本当に必要な機能に絞るべきではないか。といった意見がありましたら、機能を絞り込むことには至らなかったと感じております。策定委員会としては、節約型の施設整備を検討されていると感じたところでございます。第3回の策定委員会、この策定委員会から検討内容が一変したと感じております。ここで初めて検討資料として、筒賀拠点整備計画が示されました。これは安芸太田町が示したものでございます。今までの委員の意見集約を主体とした検討内容から、行政が示した筒賀拠点整備計画に理解を求める形に変わりました。委員は、計画の内容について検討し、賛否を明らかにする立場に変わりました。第3回の策定委員会を経て、住民との意見交換会が開催され、策定委員会における検討状況についての報告及び意見交換が行われました。第4回の策定委員会では、施設の建設方法、施設の管理方法について検討が行われました。第5回の策定委員会には、たくさんの傍聴者が訪れました。このように、筒賀拠点整備計画の策定に向けて取組をされている関係各位の皆様に敬意を表します。生涯活躍のまち形成事業の拠点はどういうものなのか。原点を振り返ってみると、子どもから高齢者まで、障害の有無を問わず、誰もが主体的に地域課題解決のための活動に参加し、各々の居場所づくり、出番づくりを行い、生活満足度を向上させる、そのための拠点を整備するというものであったと思います。一言で言えば、生涯活躍のまち形成事業の拠点整備は、生きがいを感じる福祉の拠点づくりだと私は記憶をしておりました。認識をしておりました。第3回策定委員会で示された筒賀拠点整備計画では、福祉の拠点づくりというより筒賀地域の行政課題解決のための公共施設再編成計画と言ってもいいような計画でございました。各種行政窓口筒賀福祉センター筒賀ふれあいプラザの機能を新たに整備する拠点に統合するというものです。住民のワークショップの意向や、地域課題解決のための機能の充実を図るため、拠点整備方針について、策定委員会に検討判断を求めるることは至極当たり前のことですが、行政が持っていると思われる課題について、拠点整備計画に盛り込んで、検討、検討委員会に検討判断を委ねるのは、検討委員会にとっても負担が大き過ぎるのではないかと思ったところでございます。ここで質問でございます。町が示された施設整備計画案では、新たに整備する施設の持つ機能として、行政窓口とありますが、一見行政サービスの一部のような表現でございますが、その内容は筒賀支所の移転を意味するものでございます。言うまでもなく、筒賀支所は旧筒賀村役場であり、その周辺に必要な公共施設を整備し、筒賀の村づくりの核となる施設でございました。建築当時の外観を残した耐震工事によりまして、合併後は安芸太田町筒賀支所長としての機能を果たしているところでございます。支所移転の構想は、どこから生まれたのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。角田議員より、生涯活躍のまち筒賀拠点整備事業についてとりわけ、まず筒賀支所の移転の構想について御質問いただきました。まさに議員も御指摘のとおりですね、我々現在検討させていただいております、この筒賀拠点の整備については、生涯活躍のまち構想ですね、もともとは国のはうで、誰もが居場所と役割を持

つコミュニティーづくりを進めることによって、中山間地域が抱えてる課題について解決をしていこうという、考え方でございます。それについて、我々、本町もそれにのっとりましてですね、各地区にそれぞれ生涯活躍のまちの拠点を整備してきたところでございますが、いよいよこの筒賀についても整備をさせていただきたいという思いで、議論始めたところでございます。で、そういう意味で我々もですね、議員が御指摘をされたように、現在考えているこの拠点整備というのはあくまでも、生涯活躍のまち、とりわけ、現場では様々な議論ありましたけれども、多様な世代が交流する場をつくりたいという思いの下始めさせていただいた議論でございます。そういう意味で、我々もそれが、まずは最初に、確保すべき機能だという思いで検討させていただいておりまして、その中で、この筒賀の支所の機能の移転というのはですね、多様な世代が集まる、多様な世代が交流する拠点をつくる、その機能を補完するといいます、補完するというか、さらに強化するアイデアだというふうに思っておりますし、またあわせて行政が考えている様々な課題についてもですね、解決ができると、そういう意味で提案をさせていただいているつもりでございます。ちなみに少し策定委員会の性格が変わったという御指摘もございました。我々この問題というのは、もう私が町長になってからもう2年間議論させていただいておりまして、昨年度、まずはワークショップという形で議論を開始したところでございますが、これについてはまさに議員御指摘のように、地域住民の皆様の意見を集約するということで、始めさせていただきました。ただその、地域住民の意見を集約した後、具体的に今年度から、拠点整備についての議論始めたわけでございますが、我々としては、この地域住民の皆さんとの意見を集約した後、具体的な課題が明らかになって、それが、多様な世代の交流する場をつくりたいということになったわけでございますが、それ以降はですね、やはり、この課題を解決するためには、行政として、主体的に取り組まなければいけないという課題で、認識をしていたわけでございますので、そういう意味では、我々としては策定委員会の性格が変わったというよりは、策定委員会を立てた段階からですね、我々としてこういう課題については、こういう解決策を持って当たりたいというものを提案させていただき、それについて地域住民の皆さんとの声を聞かせていただくという場として設けさせていただいたつもりでございました。その上で、改めて、支所機能の移転についてでございますけれども、一つは、多様な世代が交流する場所、その機能を補完するという意味で、支所機能の移転を提案させていただいております。実は支所機能だけではなくて、図書館の機能ですとか、あるいは社協さんにも、新しい施設に移っていただきたいという提案をさせていただいておりますが、そのことによってですね、様々な要件が、町民の皆さんからすると1か所で、全部、用事が済んでしまうと。あるいは、ばらばらの要件だったものが、1か所に皆さん集まつていただくとそれだけで、多様な世代の皆さんのが集まりやすい、交流しやすくなるのではないかという思いで、機能の移転の提案をさせていただいております。またですね、人員的にも、それまでばらばらの場所にいた職員、あるいは関係者が集まることによって、それぞれの仕事を補完することによってですね、これまでより、町民の皆さんにとってサービスそのものも、充実するのではないかかなというふうに思っております。もう一つが、これ、行政課題の解決ということで話をさせていただいておりますが、1番がやっぱり災害時の対応でございます。支所が災害時においてはですね、大変重要な機能を持つておられるというのを私が説明するまでもないことでございますけれども、現状の筒賀支所が存在する場所というのは、土砂災害の警戒区域、あるいは駐車場側は特別警戒区域として、なっているところでございまして、もともとこれは昔から指摘されていることでございますので、過去、平成5年のときにですね、耐震補強したり、あるいは急傾斜地対策工事なども行われたわけではございますが、これ、だからといって、もちろん、相当程度危険度が下がってると思いますけれども、相変わらず、危ない、あるいはそのリスクが想定される場所でもあるわけでございますので、我々としては、できれば、そういうことも解消させていただきたいというふうに思っているところでございます。繰り返しになります。あくまでも、多様な世代が交流するという、そういう施設をまずはつくるなければならないというふうに思ってるわけでございますが、同時に、様々な課題も解決できるのであればですね、行政としては、そういうこともしっかりと盛り込ませていただいて、様々

なリスク要因を排除させていただくのは当然の役割ではないかなというふうに思ってることでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

筒賀支所移転の構想につきまして、筒賀支所移転の必要、必要性があるとの、その理由が何点か述べられました。筒賀拠点に統合することによる利便性、効率性、危険地域にあること、より安全な場所へ施設の老朽化についても、少しだけ触れられたと思いますが、筒賀支所の機能移転は、交流施設の機能を補完する位置づけとの答弁がありました。ちょっと必ずしも必要ではないと受け取れますし、行政サービスの向上のためというのが1番の筒賀支所を移転する目的にはならないですか。答弁は要りませんこのことについて、危険地域といいますか災害リスクについて、筒賀支所が危険な地域にあると言われました。この地域は、民間の施設や民家もあります。町が先頭に立って、危険地域であると強調されるのは、地域のイメージの面でいかがなもんかを感じております。筒賀支所につきましては、通常予想される災害に対する防災処置はされております。災害が予想される長雨豪雨等につきましては、近年は、迅速な情報提供がされる時代です。災害、予想されるときは、地域防災計画に沿った迅速な対応体制を構築、構築することになっていると思います。ここ数年で、安芸太田町が、整備した施設の建設に当たって、災害リスクについての検討がされたことがありますか。また今後、公共施設の整備に当たって、全て災害リスクについて検討されるおつもりですか。また、施設の維持管理について、今まで委員会や意見交換会では、施設の老朽化も、移転する理由に挙げられていましたが、今日の答弁では、そのことは触れておられません。安芸太田町には、安芸太田町、公共施設等整備総合管理計画が策定をされております。これは国の指導により策定されたものでございますが、負担を軽減し、平均平準化するとともに、公共施設の最適な配置について定められております。中身はですね、資産総量の適正化、将来的な人口減少に伴う施設、機能需要の低下を考慮し、資産総量の最適化の検討を行いますというものです。新たなニーズによる施設の新設または更新が必要になった場合は、既存施設への、統合、集約化や未利用施設の活用、転用をまず検討し、他施設との合築合築、複合化なども含めて、総合的な検討を行うとなっておると思います。また、次のようにも、書かれております。公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、安全安心、公共施設の点検、診断等による安全性確保、長寿命化、公共施設の耐震化、施設の長寿命化、機能性確保、施設の機能化、バリアフリー、環境配慮、維持管理費の低減等、適正化、多様な主体による資産の管理運営、ほかにもありますが、安芸太田町役場、この本町の建物でございますが、この改修は、この基本的な事項に沿って改修されたと思っております。このたびの筒賀拠点整備計画に当たり、公共施設等総合管理計画に沿った検討がされましたか。施設の量、老朽化に懸念があるのであれば、地域拠点整備、計画に先んじて、点検診断等による安全確保、また、長寿命化の適否について、検討されるべきではなかつたかと思いますが、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まず、安全性の関係ですね、災害リスクについての検討をしたかどうかという御質問ありました。当然ではございますが公共施設の整備に当たってではですね、全ての施設について、やはり災害リスクについても当然、検討していかなければならぬと思っておりますし、また今後、建設あるいは手がける公共施設の整備についてはですね、同じように、やはり災害リスクというのは考えいかなければならない課題だと思っております。ただ、本町に関して申し上げますと、これも議会でも何度も御指摘いただいております。全てのリスク、何もない場所というのがですね、正直、本町の場合でいうと探すとなかなか場所的には少ないという

こともございますので、そういう意味で、全てのリスクを回避した上で施設、整備ができるかというとそれもまたなかなか難しいというのも本町ならではのやっぱり制約ではないかなと思っております。例えば最近で言いますと、加計の黎明館を整備をさせていただきました。この黎明館というのは、いわゆる、計画規模降雨ですね、100年に一度降る雨、これについてはですね、浸水想定ではないんですけども、これが想定最大規模降雨、いわゆる千年に1度の雨になりますと、これがやはり、5から10メートルの浸水想定区域になるというのが現状でございます。先ほど申し上げたように、全ての災害リスクを回避できるような場所というのはなかなかない中で、今の災害リスクも当然考えながら、あるいは利便性、その他もろもろの環境を考えた結果、今回の黎明館についてはあの場所に建てさせていただいたわけでございますが、今後もですね、引き続き、災害リスクについては、検討を行いながら可能な限りの安全確保は進めていきたいなというふうに思っております。その上で老朽化についても御指摘をいただきました。当然この筒賀拠点の整備に当たっても老朽化というのは一つ大きな要素でございました。今答弁しなかったのは筒賀の支所の施設について、これは我々としてはですね、支所機能そのものの移転は考えておりますけれども、支所の建物そのものはですね、まさに多くの町民の皆さんからも御指摘をいただいております。昔の風情を残したですね、大変貴重な建屋でありますし、県のほうからもですね、重要文化財として指定をされているものでございますので、支所機能移転そのものは我々として考えてるとこではございますが、建屋そのものはですね、引き続き町としてしっかり管理をしながら、別の有効活用を考えいかなければならないと思ってるところでございまして、その意味で、施設そのものもちろん、古くなっていますので、維持修繕費は年々増えてるんですけども、それはそれとしてしっかり維持していきたいと思っておりますし、また今回の拠点整備で言いますと、いわゆる筒賀の福祉センターについても機能を統合させていただくことで今考えておりますが、この筒賀福祉センターはまさに老朽化が進む中で、施設の維持改修が相当、増えております。あるいは、この施設についての耐震がまだ判断出来ないこともありますから、相当古くなっていますので、この施設そのものを引き続き改修して使うよりは、新たなものを使わせていただきたい。そのほうが、結果として、コスト面では、かなり抑えられるのではないかと思っておりますので、こういった部分は、老朽化も一つ大きなポイントだと思っておりますが、ただ、これも繰り返しになります。この筒賀の拠点整備というのはあくまでも、生涯活躍のまち構想の中で、提案させていただきました、多様な世代が交流する場をつくりたいという町民の皆さんからの声を受け止めて、我々としてはまず、それを果たすための機能なり、施設をまず考えさせていただいたところでございますので、行政施設の整理合理化というのはあくまでも、まずはその施設をつくるということのほうが先、施設というか、多様な世代の交流を図る場をつくるということがまずメインでございましたので、必ずしも行政施設の整理合理化ありきではなかったことは繰り返し、お伝えをさせていただければと思っております。そういう意味で議員の御指摘、先に各施設の老朽化等へのですね、何といいますか、長寿命化なりの適否を考えるべきではなかつたかということだったんですが、我々としては順序が逆でございまして、今ある既存施設をどうするかということを議論したかったわけではなくて、まず多様な世代が交流する場をつくりたいということが先にあって、その上で、それを確保しながらその機能を強化しながら、行政が抱える課題。行政が抱える課題というのは、我々が課題抱えてる課題というのは、町民全体にとっても問題だと思うから提案させていただいておりますが、副次的といいますが、多様な世代が交流する場をつくるということをまずは本旨としながらも、あわせて、その他もろもろの課題についても、解決できるものは、今回の提案の中で解決させていただきたいということで、もろもろ、支所の移転ですかあるいは福祉センターの機能の統合なども御提案させていただいたところでございました。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員

○角田伸一議員

はい。災害リスクについて答弁をいただきました。黎明館についてですね、ありました。それでは月ヶ瀬温泉はどうなのかと。それから今、整備を進めております道の駅のあたりはどうなのかということですね、また後からでもですね、教えていただきたい、思います。それと、この安全リスクに考慮した事業の進め方、どこに規定されておるのか。その場その場でですね、変わったような対応ではいけないと思います。このたび筒賀のほうでやれてるような手法なら、それを例えれば規約とか規定とか設けてですね、これは公平にやっていくということがないと、何か判断に苦しむということでございます。それと、質問内容変えますが、町村合併のときに、安芸太田町役場の位置、支所の位置については、条例で定められております。本庁の位置、支所の位置の決定に当たっては、当時慎重な審議があったと認識をしております。支所移転に至る進め方について、ちょっと疑問があります。筒賀拠点整備計画に、支所の移転を含めて検討委員会の同意をもって支所移転を決定していいものなのか。支所の取扱いについては、このこと一つをとっても安芸太田町として、方向性を定めるべきではなかつたかということでございます。筒賀支所移転については、より慎重な審議が必要であったと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。支所の場所ということで御指摘をいただきました。策定委員会というのはあくまでも、生涯活躍のまち構想としての、筒賀拠点の整備について、検討いただいているところでございまして、支所の移転というのも、その考え方を後押しするものであるという観点から、御理解をいただいているものと思っております。ただし、支所の位置というのは、御指摘のとおり、場所については安芸太田町役場支所及び出張所設置条例によって定められているものですから、仮に場所を変えるのであればですね、当然、最終的な議会の議決を経て、定められるものだというふうに思っておりますし、そういう意味では拠点の整備そのものですね、計画自体も策定委員会が決めたりするわけではなくてあくまでも、策定委員会で御相談をしながら、まずは町のほうでまとめさせていただいて、これ最終的には、恐らく予算案という形になると思いますけれども、議会にも、最終的に認めていただかなければ、この計画進まないものだというふうに思っております。現在パブリックコメントなども行っておりますのでですね、そういった意見もいただきながら、町として考え方をまとめていきたいと思っておりますが、支所機能の移転だけではなくてですね、この計画そのものの取りまとめについても当然、慎重に進めていかなければならないなというのは私自身も感じておりますし、またあるいは、この内容、取りまとめている内容そのものですね、まだまだ町民の皆さんにしっかりと説明していく必要があるのではないかなど感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

支所移転決定に至る進め方についてですね、その認識を伺いました。12月の広報安芸太田では、方向性が固まったとなっておりました。ただいまの答弁では、支所の場所については議会に諮る必要があるが、支所機能の移転については慎重に取り扱うとの趣旨であったと思います。支所と支所機能に分けて答弁された真意については、はかり知ることが出来ませんが、注視することにしておきます。次は、福祉センターについての質問です。福祉センターの災害リスク、老朽化、耐震機能の面で、今後の使用に不安があるとの説明もされておりますが、災害リスク、耐久性、長寿命化につきましては、前の質問の繰り返しになりますので質問は省きますが、災害リスクの適用はされておるということです。筒賀福祉センターにつきましては、安芸太田町公共施設等総合管理計画に沿った対応がされていないという状況かと思います。筒賀拠点として、筒賀福祉センターを改修する計画と、旧筒賀駅跡地に新築する場合について、事業費の比較による検討がされました。その結

果、旧筒賀駅跡地に新築する方向でまとまっていますが、筒賀福祉センターの跡地については白紙の状態とされております。耐震調査がされていないので断言は出来ませんが、安全性が満たされていないとの理由をつけると、跡地の有効活用に当たって、支障が出てくると思います。災害リスクを適用すれば、人が出入りする施設への転用は出来ないということになりますが、いかが御認識でしょうか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。先ほども御説明した筒賀の福祉センターについてですね、仮に今回、我々今まとめてる最中の案の通りといいますか、旧筒賀駅広場でのですね、新たな施設をつくると、そちらのほうに機能移転するということであれば、今後、筒賀福祉センターの跡地利用についてもですね、考えていかなければならぬと思っております。正直、現段階でですね、幾つかの施設の統合の話をまとめてますが、その施設の跡地について、全てその後施設の跡地の利用、有効活用の具体案までですね。今回の検討の中にまとめますと時間的にもなかなか、あるいは内容的にも過大になるというふうに考えたものですから、現時点では、策定委員会の中でもですね、跡地利用についてはいずれも、今後検討させていただきたいということで説明をさせていただいております。その上で、筒賀福祉センターについて、仮に診断を行って耐震性がないということであれば、今そのまま建屋を使うわけにはなかなかないと、改修をして、耐震補強するか、あるいは解体した上で、また新しい施設をつくるか、そういういた利用方法になるのではないかなと思っております。ただ、私個人としては、場所そのものはですね、学校施設にも近いということもあるので、ぜひ有効利用、知恵を絞って考えていただきたいというふうに思ってるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。災害リスクをですね、適用すれば跡地の利用もままならないということだと思います。福祉センターが利用出来なくなるということですね、至極当たり前のことです。もう危険だからとかということになればですね。しかしここでですね福祉センターが利用出来ないとなればですね、安芸太田町にとっても大きな損失になるとは思います。筒賀福祉センターはですね、社会福祉協議会の機能移転に伴い、廃墟になる可能性が高いということになります。次の質問に移りますが、このたび、検討中の筒賀拠点整備計画で、近くの主要機能がですね、移転した跡地についてはですね、筒賀支所、福祉センター、プラザ空き家になるという見込みです。それに今現在、筒賀保育所も空き家の状態にあります。筒賀小学校は人気のない大きな建物に囲まれるような位置関係になると思います。行政の主要機能が移転した跡地の一帯の環境についてどのように認識されているか答弁を求めます。

○中本正廣議長

先ほど町長答弁で、個人的には言うところは削除いたします。一般質問ですので個人的な答弁というはなしです。

○橋本博明町長

はい。失礼しました。はい、改めて施設の整理、計画も含めてちょっとお話をいただきました。その前に災害リスクの話が1点ありましたけれども、繰り返しになりますが、本町災害リスクが全くない地域というのはなかなかない中で、では、土砂災害警戒区域に建物建っちゃいけないのかというとそういうわけではないというふうに思っております。ただ、特に筒賀福祉センターについては、災害時の避難場所として指定されてる地域でございまして、まさにそういう避難場所として、そういう施設があることについて、できれば危険性を回避すべきではないかということで考えてるわけでございますので、何も、建てれないとかいうことではないと

いうふうに認識をしてることでございます。その上で、確かにこの施設の整理合理化、失礼しました、筒賀の拠点整備を、機能を統合するようなことになればですね、結果として、御指摘のように、たまたまその、学校周りの施設が使われる建屋が残るということでございました。ただ公共施設等総合管理計画そのものはですね、あくまでも、20年間で3割、公共施設を削減するということでございまして、これそのものはですね、どこの地域でも、同じように、できるものは解体していかなければならないと思っております。その上で、筒賀支所の建屋についてはですね、これはぜひ、跡地利用をしっかりと考えていきたいと思っておりますし、我々としてはそれぞれの施設を整理合理化をするときにはですね、そういった跡地利用もできるだけ早く、考えさせていただきながら、空き家が少しでもなくなるように整理できるものは整理をさせていただく、有効活用できるものは有効活用していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

行政の主要機能が移転した跡地の環境について質問をしたつもりなんですが、答弁の内容は、建物の取扱いに関するようなことでございました。ちょっと質問の趣旨とは違つとるわけですが小学校周辺が無機質になるというような認識がないようでございます。跡地についてはですね、やはり禍根を残さない配慮が必要だと思います。今の計画では、筒賀の中心地のゴーストタウン化が進むのではないかというように危惧をされます。そうならない対策をですね。講じて進めるべきだと思います。次に、建設、管理運営について伺います。建設管理運営につきましては、PFI方式を検討中とありますが、施設は複合施設で、設計、施工、主要権者、管理運営者と複数になりますが、管理運営に支障はないとお考えですか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

はい。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。現在の筒賀の拠点の整備につきましてはPFI方式を検討させていただいております。このPFI方式でいいますと、一般的にはですね、施設整備と運営を同一の事業体で行うということなんですが、その同一の事業体というのがですね、中には、建設担当ですとか、管理運営担当ですか、複数の企業が、その同一の事業体をつくるというような取組があるようでございますが、その場合であってもですね、通常は管理者がやはりきちんと各複数の事業体、複数の事業者さんの意見を取りまとめて運営をされておりませんので、管理運営に特に支障はないと考えております。またむしろですねこのPFIというのは、施設整備と運営を同一の事業体でやると、進めるというのが特徴でもございますので、施設整備、の目的を達成するための運営を検討し、かつ運営が効果的効率的にできる施設整備を検討するということですからむしろ通常の事業よりもですね、施設整備後の運営というのは、より円滑にできるのではないかというふうに思っております。加えて、今回の筒賀拠点整備はさらに住宅整備も盛り込んだ複合施設になると、そういったものを提案をさせていただいておりますが、そちらのほうもですね、同一の事業体で、施設の整備、運営を行っていただくことを想定しておりますので、整備費用のほうも削減はできるのではないかと思っておりますし、加えて、施設全体の運営費用も、実は、その住宅のほうで稼ぐ、一部賃貸料充てることができればですね、施設の運営費用のほうも、町の負担が減らされるのではないかということも期待をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。突然に住宅が出てきました。PFI方式について、民間事業者は、利益を追求するための参画になります。一方行政は、利益追求ではなく、公平な行政サービスの提供を目的とするものです。当然使用形態、管理

運営の在り方に違いがあります。設計施工から管理運営に至るまで、特に、施設の管理、維持管理の責任所在について明確にしておく必要はあろうかと思います。次に、次の質問に変わりますが、検討委員会の構成についてでございますが、筒賀拠点整備計画の策定に当たって、安芸太田町社会福祉協議会は参画していませんが、理由について答弁を求めます。

○中本正廣議長、

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。策定委員会の構成メンバーに、社協さん入っていないということでございました。社協さん自身はですね今、筒賀の福祉センターにおいては、店子として入っていただいているという状況でございます。賃料無料で部屋を使っていただいている状況でございますので、筒賀の福祉センターそのものは町が直接管理をしてるところでございます。そういう関係がある中で、社協さんのほうにはですね、事務局を通じて、こういった経過があるということは当然、お話をさせていただいております。理事会においても認識をしていただいているところでございますが、現状、社協さんが特に、この話についてですね、意見があるという話は聞いておりません。これも計画がまとまった段階ですね、また別途、社協さんのほうとは協議を進めていきたいと思っております。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい、社会福祉協議会の出番、居場所も必要ではないかというように思います。筒賀拠点整備計画計画について最後の質問ですが、2月26日に開催されました。第2回検討委員会におきまして、参加された住民からの意見要望について、簡潔にお答えください。

○中本正廣議長

片山筒賀支所長。

○片山豊和筒賀支所長

はい。2月26日の意見交換会での住民からの御意見なり、要望といったことでございます。当日の参加は22名となりました。やはり、議員御指摘もありましたように、筒賀支所の機能移転についての、どうなのかと。反対といったような意向の意見もございました。また、既存施設を、委員会の中でも検討しておりますけれども、既存施設を有効活用することが、おざなりになってなかつたかといったような質問であったり、施設整備がありきではないかといった厳しい御意見もあったところでございます。一方で、こういった施設をつくる場合は、より有効な活用も、ということも、御意見をいただいたところでございますが、総じて申しますとやはり、今までの取組の中で説明が不足していたなといったような趣が、支所としても間感じたところでございます。そういったことから、ホームページのほうでも公開し、パブリックコメントを現在、集約中といったところでございますし、今後においても、引き続き、地域からの御要望があれば、説明なり続けていきたいと考えているところでございます。簡潔ですが以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

意見交換会におきまして、筒賀拠点整備計画に対し、様々な、様々なは使っていけないんですが、意見や要望があったということです。このたびの意見交換会は、説明会ではなく、お互いの意見を交換するものです。双方の意見を交換し、中身を詰めていくものです。それが出来ないのであれば、これはただの説明会にすぎません。かねてより、町長は住民の意見を聞いて行政を進めるというスタンスをとってこられました。計画策定終

盤での意見ではありますが、遅れて出た意見や要望、少数意見の中にも、住民の本音があると思います。意見の真意が無駄にならないようにと思うところでございます。生涯活躍のまち、筒賀拠点についての質問はこれぐらいにして、次の質問に移ります。森林の雪害について、昨年12月、今年になって1月、2度の寒波襲来によって大雪がもたらされました。大雪では倒木による道路の通行止め、停電等の被害が発生したところでございます。筒賀地域におきましては、停電による水道施設の機能停止もあったところでございます。集落周辺や主要な自動車道周辺では、被害の状況が即座に確認されますが、林道、作業道周辺における被害の状況の確認はままならない状況かと思います。ましてや林道作業道から離れたところの被害確認は、困難であると思います。そうは言っても、被害状況は気になるところでございます。このたびの冬季間で確認されておる道路電線通信ケーブル等への被害状況、また対応状況についてお尋ねします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。12月と1月の積雪の対応状況について説明させていただきます。特に、12月22日からの大雪では、長期にわたりまして、積雪となり、気温も低下し、特に雪質は水分を多く含みました。非常に重たい雪でありました。議員御指摘のとおり、町内各所において倒木が多数発生したところです。その際の積雪によります、被害状況及び状況報告、対応状況の報告をさせていただきます。主に倒木による被害がほとんどでありまして、国道、県道、町道が主なものとなります。水道施設の被害もございましたが、こちらは筒賀支所のほうより、答弁をさせいただきます。まず、道路の倒木状況でございますが、通行に支障が生じた場合は、本来でありますと、山林所有者へ依頼をし、除去していただくのが本来でございますが、早期に車両などの通行を確保するため、やむを得ず道路管理者の委託事業者におきまして、支障木の除去後に、除雪作業を実施し、開放をいたしております。中電やNTTなどの送電線などに倒木がかかり、道路の通行に支障が出た場合は、送電線を切る可能性がございますので、町のほうで作業は出来ません。その場合には、送電線の業者によります。除去を行った後に、先ほどと同様な対応をいたしまして、開放いたします。今回は、送電線かかるような倒木が町内で相当数発生いたしました。そのため、長期にわたる通行止めになっておりましたが、各箇所毎の状況を整理され、優先順位をつけて対応されたされました。少しでも早い対応とるため、送電線などの管理者と密に連携をとり、今後も情報を共有しながら、早期復旧を目指していきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

片山筒賀支所長。

○片山豊和筒賀支所長

はい。それでは筒賀支所管内の被害状況等について報告させていただきます。まず国道186号には、馬越地区のS字カーブで数本、また、大井地区では、バス停上流部で2、30本、その付近のちょうど下大井、上大井線で14、5本の倒木があった関係で、通行止めが数時間から数日ございました。から、小原から湯来に向ける、県道五日市筒賀線の間につきましては、特に小原寄りの区間に倒木が多く、3、40本、かつ、のり面の、道路法面の高い位置からの倒木により、撤去等についての時間がかかったといったこともあり、通行止めの期間が長引いた状況です。また県道上筒賀津浪線では、戸河内インター側の井仁口から井仁トンネル間で、また、田之尻の手前でも数本の倒木があり、井仁地区においては、夕方から夜間の数時間停電がございました。林道につきましては、議員御指摘の通り、入り口付近の民有林部分での倒木も多いことから、また残雪が現在もあることから、内部まで立ち入っての確認が出来ておりません。なお12月時点での倒木は、処理出来ましたが、1月、2月の倒木が重なった関係でそういう状況になっております。それから、水道関連では、鷹ノ巣線で20本、年明けにも10本程度の倒木があったことがございました。昨年末12月のクリスマス倒木においては194世帯、延べ440名の方が断水の影響を受けたところでございます。断水地域に対しては、飲料水配布が99世

帶、筒賀支所に自ら取りにこられた方が80世帯となっております。また別途トイレ等の生活水配布にも対応したところでございます。それから、それ以外の細かな倒木に関しては、通報からすぐに直営で撤去したり、まとまった危険箇所については町道維持のほうで対応するように指示しております。水道、施設の停電、先ほど申しましたけれども、早朝から中電と協議しました。湯来町境に行っている動力電源の損失が大きな影響がありまして、早期の復旧を懇願し、水道施設横にトランスを、電柱のところに、新たに新設していただいたことで、翌日の開放となっております。しかし、鷹ノ巣側の源水域のほうには、電柱そのものがほぼ倒壊しており、現在も、現在は仮復旧となっております。町道の法面に、地面に合わすような形で仮配線をしているところでございます。そういうことから、道路自体は直営で通れるようにはしておりますが、そういう電源に関する不安材料がまだ残ってる箇所もあるということでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

大雪の中、被害の把握、災害対応御苦労さまでした。被害発生箇所については、応急処置、復旧されているということでございますが、被害があった。場所周辺の山林においては、不安定な状況の木が残されていることと思います。今後、暴風による倒木被害の発生も予想されますが、町が対応すべき範囲においては、町としての予防対策が必要ではないかと思います。森林環境譲与税、ひろしまの森づくり県民税、等のですね、活用を検討されてはいかがかというふうに思います。次に、安芸太田町の町有林、財産区における被害状況についてお尋ねします。また対応すべきことがあれば、つけ加えて答弁をお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、町有林の被害の状況でございます。まず国道県道からの目視での確認をいたしましたけど大きな被害は、確認していないところでございます。しかしながら、国道県道沿いで多くの倒木が発生している、また、林道、作業道の倒木状況も発生している状況もありますので、順次、倒木の状況を確認を進めております。倒木については相当数あるというふうに思われますので、除去しながら通行し、現場での確認を行う予定としているところでございます。被害が面的で広範囲であった、そういう場合にはについては、流出防止でございますとか、崩壊対策として、被害木の伐採であるとか、整理を行うこととなっております。また、民有林などの状況について作業依頼があるかどうかということ、太田川森林組合のほうへ問合せしたところ、5件程度の相談があり、現地を確認し、今後の作業について検討をされておられます。森林内での雪害でありますとか、台風による倒木被害につきましては、被害面積が1000平方メートル以上を超える、杉ヒノキ林の場合は、広島森づくり事業での補助制度に対応出来ます。また、雪害でありますとか、台風などにより、人家や集会所に被害が想定される場合には、被害木等処理事業によって、伐採整理に要する費用を補助する制度がございます。その他、倒木被害につきましては、基本所有者の方で解決していただくことになりますが、いずれにいたしましても、情報提供いただければ、現地のほうを確認し、対応を所有者の方と協議しますので、御相談いただければと思っておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

片山筒賀支所長。

○片山豊和筒賀支所長

はい。筒賀支所長からは筒賀財産区内の状況でございます。先ほども一部申し上げました。関連がございますけれども、林道、作業道の状況でございますが、今から申しますのは昨年の12月24日以降の大雪のとき以降に、年明け1月に確認したときの状況でございます。臼谷線、戸河内に向けての坂原から田吹の方向へ向かっ

ております、臼谷線の状況ですが、民有林の部分、特に入り口方面ですが、それでの倒木がかなりありました。集中しております。から、2月にもそこが再度倒木をしております。財産区林内では、一部の広葉樹が法面から倒木しているといったようなことで、針葉樹等についての倒木は、林道沿いでは見受けられませんでした。それから、湯来方面の向かった、奥ノ原施業地については、間伐で立木を売って、収益をいただくといった収入間伐の施業を行っている関係から、1月にも作業を見に中に入りました。そちらも同じく、民有林側での倒木でしたが、施業地内の倒木はほぼ無いといった状況でございました。これを見ますと、やはり、民有林ではやはり、枝打ちがまだ十分でないといった状況で、重たい雪によって、早い段階で倒木したといった状況が見られます。それ以外の、それ以外の部分については、2月以降で入れてない作業道等もございますのが、倒木の状況がやはり1回、こう腰をかがめたような状況でとまっている、それに、1月後半2月の雪が重なって再度、倒れているといった状況が見られますので、そういうものは、雪解けが次第、現地を確認して作業道も含めて、中に入ってみようと思いますが、先ほど申しましたように、財産区の中では枝打ちや間伐等を、適切に施業をしているといった関係もあり、比較的に雪害を受けているケースが少ないのでないかと思っております。また、具体的には、雪解け後に状況確認をして、議員のほうにも情報を展開してまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい、大変に詳しく答弁をいただきました。様子もよく分かりました。町有林財産区の山林は公有林としてですね、健全な森づくりが求められているものです。ほかのモデルになるような森林を造成するということですね、心がけていただきたいという気持ちを持っております。国土保全の観点から、現状の把握を早期に行い、適切な管理に努めるべきだと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で1番、角田伸一議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。

休憩 午前11：59分

再開 午後 1：30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

3番議員の佐々木道則でございます。よろしくお願ひします。まず質問に入る前にですね、ちょっとお断りをしておきます。私、もともと花粉なかつたんですがね、昨日からもう目が真っ赤になる、涙が出るんで、ちょっとマスクをして、今まで、質問をさせていただきますんで、ちょっと聞き取るにくいところがあるかも分かりません。また、くしゃみが出だしたらですね、とまらんのですよ。途中で質問が切れたりなんかする、一応、タオルだけは用意しておりますが、御迷惑かけるかもわかりませんがよろしくお願ひします。それでは本題に入りたいと思います。まず令和の4年度も早いもんで残り1か月ということでございます。町長初め職員の皆さん、年度末を控えてですね、何かと多忙を決める中、体調管理に十分留意されてですね、業務を遂行していただきたいと思います。私はですね、定例会と、本定例会にですね、質問事項として、これはもう、毎年の3月にお聞かせいただきたいおるんですが、令和5年度予算編成方針及び当初予算についてと、いうことと、私のライフワークではございませんが、財政運営と、ということについての2項目を通告をさせていただいておりますので、今回はですね、初めて一問一答方式ということで質問を行いたいと思います。まず大項目、一項目、令

和5年度の重点施策についてお尋ねをいたします。令和5年3月第2回安芸太田町議会定例会において、令和5年度一般会計当初予算は、前年度予算6.8%アップの81億5100万円の予算案が上程されました。過去、予算額を見てみると、平成29年度が79億7000万、平成30年度は、73億1000万、令和元年度が79億9000万円。令和2年度が79億9000万。令和3年度が、78億9200万円。令和4年度が76億3100万円。と、過去6年間ににおいて最大額の予算案で、これはこの前の新聞にも報じられておりましたが、当初予算が80億を超えたのは、2015年以来、いうのが新聞には載っておりましたが、今回の81億も橋梁撤去等の予算が約2億ちょっと入っていますんで、それを差し引けば79億というぐらいになるんで、例年どおりかなという思いであります。これ、直面をしております様々な課題に対して、積極的に対応していこうという町長の意欲のあらわれと、いうふうに受け止めております。予算編成方針として、本町の第2次長期総合計画後期計画や、第2期まちひとしごと創生総合戦略の取組期間の後期に差しかかり、計画等に掲げた、施策の達成、実現状況の継承結果や、決算状況を踏まえ、施設の進め方や方向性等について、必要な修正を行った上で、成果志向の行政運営、歳入規模に応じた事業編成とのさらなる徹底を図り、関係施策事業等を効果的に運営していく必要があり、中期財政運営方針に従い、義務的経費の抑制等に対応しうる財政運営を行うこととされております。そこでまず1点目でございますが、令和5年度、当初予算編成に当たり、町長はどのようなお考えで、望まれましたか。これはこの前の上程のときに、施政方針で述べられておりますが、また、改めての質問となりましょうが、御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。佐々木道則議員のほうから、まず恒例と言いますか、例年お聞きいただいております予算編成の件についてですね、もうもろ御質問いただいております。一つ、令和5年度の予算編成の取組方針といいますか、ということでございました。御指摘あったように、先日の施政方針演説でもお話をさせていただきましたけれども、私自身、現状の本町、取り巻く課題もろもろありますけれども、かねてから私なりに力を入れてきましたのが、とにかくこの過疎の現状と食い止めるということにまずは力を入れていきたいということはもう繰り返しお話をさせていただきまして、その大方針というのは今年度の、令和5年度の予算編成においても同じ思いでございます。実際に、この3年間ほど、様々な施策、取組をさせていただいて、もちろん成果が出たものあるいは思うようにいかなかつたもの、様々ございますけれども、現状において、人口減少に歯止めをかけるといった意味では、とりわけ社会動態について、2月末現在ではプラス15と、久しぶりにですね、本町、社会増、維持している状況でございますので、そういう意味では、これまでの方針を大きく変更することなく、むしろ、できるだけさらに進化させていく、あるいは、成果をより、町民の皆さんに感じていただけるようですね、スピードアップを図っていくということは、私なりの大きな方針でございました。とりわけ、具体的に、令和5年度の予算編成の中では、骨太プログラムの中にも、お示しをしたように三つほど重点課題を上げております。一つは今申し上げた、人口減少対策の具体的な取組で、住み続けたい、住んでみたいまちづくりの具体化ということで、これは項目でいうと、U I Jターンしたくなる住宅の整備ですとか、自然を生かした魅力ある雇用の創出など、九つの分野を挙げさせていただきましたが、総額で8億9500万円計上させていただいております。また、それとは別に、少し長期的な、まちづくりビジョンについても、そろそろ準備をしていかなければならぬと、これも、様々なところで御指摘をいただいておりますが、令和6年度で、ちょうど今の長期基本計画の後期基本計画が終期を迎えるということもあってですね、そういうまちづくりを改めて検討するに当たって、まずは令和5年度、そのテーマになるようなことについてですね、少し、仕込みというわけじゃないんですが、もうもろ、考査を加えていきたいと、検討加えていきたいということで、まちづくりビジョンのさらなる進化と題しまして、自然を生かしたまちづくりのビジョンの進化を図る観点から、例えば

水を生かしたまちづくりといったことも、今年度話をしておりました。あるいは、教育大綱の議論もしておりますけれども、自然を生かしたですね、教育環境の具体化ということについても深掘りをしたいなという思いで、これらの五つの分野、例示しておりますけれども、まちづくりビジョンの進化ということで、総額6000万円を計上させていただいております。三つ目が、コロナの対策も引き続きやっていくということでございまして、こういう取組に、我々なりに力を入れさせていただきながらですね、様々な課題の解決に当たっていきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい。まず今、町長の御答弁で、三つの重点項目、取り組んでいきたいというようなことでございましたが、そのことにつきましてはですね、この次の2題目でちょっとお聞きをしたいと思います。まずそこのありました中の三つ目、ちょっとコロナ対策ということで、お伺いをいたします。まずですね、皆さんもこれ、御案内のように、政府においてはですね、令和5年3月13日以降のマスク着用は個人の判断に委ねるということで、新型コロナウイルス感染症の位置づけをですね、5月8日より、季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、国におけるコロナ対策は大きな転換期を迎えることとなります。これまでには、國の方針により、感染者への対応、マスクの着用や密の回避などの対策を行っておられましたが、今後は、個人の判断で感染対策を行うものとなります。インフルエンザ等感染症には、療養規定がありません。今後も一定数のコロナ感染者との発生は続くと見られると思いますが、現在は感染した場合は、感染者は最大7日間、濃厚接触者、3日から5日間の自宅待機となっておりますが、今後は、個人が、コロナに罹患した場合の対処方法を、町として提示するということまでいかなくても、何か考え方の方策をですね、必要になってくるんではないかという思いでございます。先ほど言いましたように、インフルエンザには、政府が定めた規格はないと申し上げましたが、ちょっと調べてみますとですね、学校の教育においてはインフルエンザの対応ということでですね、これ学校保健安全法施行規則というのがございます。その中にですね、第18条に、学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりとすると、第1種第2種があるわけですが、そのうち、2項の第2種にインフルエンザと明記してございます。その2類にですね、出席停止の期間の基準というのが設けてございます。それの第19条の2項にですね、先ほど言いました。第2種の感染症にかかったものについては、インフルエンザですね、次の期間、ただし、病状により、学校医、他の医師においての感染の恐れがないと見とったときは、この限りでないというただし書がございますが、インフルエンザにあっては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、2日間、幼児にあっては3日を経過するまでというように明記してございますので、それから、私の考えですが7日間という数字が出たのかなと思っておりますが、これはインフルエンザの学校の場面に対しての規定でございますので、今後は先ほど言いましたように、個人の判断、ということで例えば、役場の職員が、コロナに罹患した場合、どうするのかと。今までどおりやるのかというような問題がありますので、町としてもですね、ある程度の対応マニュアルというものが必要ではないのかなという思いがありまして、この質問をさせていただいとうわけですが、対策等とまでいかなくとも、これに対する町のお考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いてコロナ対策について御質問をいただきました。基本的には町もこれまで国に準拠する形ですね、様々な対応をとってまいりましたそういった意味では、今後についても基本的には国に準拠する形で対応していきたいというふうに考えております。ただ具体的な話になりますとですね、まだまだこれから部分ござ

います。当面まずマスクの着用について、これは御指摘のあったようにこれからは個人で対応するということになっております。本庁としても基本的にはその方向で対応していきたいと思っておりまして、とりわけ府内、職員に対してはですね、同じようにやはり基本的には、個人の判断で着用するようにという形で対応しようと思っております。県内幾つかやっぱり市町で対応異なるようございまして、中には、当面はその役場職員についてはですね、マスクを着用するのを続けるという御判断されてるとこもあるようでございますが、本町においては基本的には、そのことも含めて、これから個人個人で対応するように、ある意味、役場のほうで、一律こういう形で着手しないという判断をするということは、今考えておりません。今後、例えば待機の日程などもですね御指摘のように考えていかなければならないと思っております。とりわけ、5類になったときの対応については、まだ国のほうでも少し整理をする時間が必要なのかなと思っております。その動向も注視しながらですね、我々も間に合うように、しっかり対応については準備をしていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい。コロナのことにつきましては今、御答弁があったように、國の方針も、いずれ個人の判断ということになった場合には出てくるかも分かりませんので、それに対応したものをですね、ぜひお願いをしつきたいと思います。続きましてですね。小項目2題目、先ほど来ありましたように今年度の重点プログラムというのが掲げてございますが、令和5年度の骨太プログラムで示された予算編成の重点分野は、先ほど来ありましたように、住み続けたい、住んでみたいまちづくりの具現化、まちづくりビジョンのさらなる進化と、これ、進む進化と深化、深まる深化ですね、とされ、住み続けたい、住んでみたいまちづくりの具現化については、先ほど町長の説明にもございましたように、U I Jターンしたくなる住宅の設備のほか、8項目、また、水を生かしたまちづくりの具体化、ほか4項目を指定をされております。先ほど言いましたように、3月3日の令和5年度予算の概要、または主要事業の概要と各施設についての施政方針を述べられておりますので、先ほど言いましたようにまた改めての御答弁であろうかと思いますが、重点戦略的重點プログラムが、予算の中にどのように具現化されているのか、お尋ねをします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。少し具体的なお話を聞いていただいているのかなと思いますので、少し述べさせていただきます。詳細なりますとかなり長くなるもんですから、はしゃってと思いながらですね、まずU I Jターンしたくなる住宅の整備ということですが、これは今まで住宅の改修事業についてはですね、様々取組をさせていただいておりましたけれども、今回新たに、空き家のオーナーさんが、自身の物件を改修する場合、これは空き家バンクに登録していただくことを条件しますけれども、改めてその改修費用に対して支援をさせていただく制度を新たにつくらせていただくということが一つ。また、定住賃貸住宅ですね、いわゆる町営住宅についてもですね、我々としては整備していかなければならないと思っていまして、今年度調査事業しておりましたが、これいよいよ、来年度、公民連携事業として、ぜひ、町営住宅、定住促進住宅をつくりたいということで、事業者選定に取りかかっていきたいという思いでございます。総計、約、このU I Jターンしたくなる住宅の整備では3600万円充てているところでございます。また自然を生かした魅力ある雇用の創出ということでは、小規模林業の育成ですとか、あるいは地域商社あきおおたを中心とした観光振興、産業振興を進めてまいりましたが、今年度はさらにですね、農業の分野について、これ今年度、農業振興ビジョンを取りまとめる予定でございますけれども、その中で議論のありました祇園坊柿の認証制度を新たにつくらせていただく、あるいは、産直市への取

扱いの物品を増やすという意味もあって、小規模農家を認定する、これも新たな支援制度、認定する制度をつくるって支援をしていきたいということで、これが総額約1億5700万円予定をしております。また道の駅の再整備事業についてですね、これはこれも、今年度計画を、基本計画を取りまとめさせていただいて来年度はいよいよ公民連携事業をスタートするということで、事業者選定を予定しているところでございます。またデジタル技術を活用した生活環境の充実ということも挙げておりますが、これは、新たにですね、災害時に避難を必要とする方を支援するシステムを導入したいということが一つ。それからこれまで地域振興ということではですねプレミアムの商品券つくらせていただきしておりますが、これを今後モリカで対応させていただくということ。さらにちょっと分野が変わりますけれども、小児科や産婦人科、町内でなかなか相談したくても出来ないという状況もあったわけでございます。これを、オンライン相談ができるような仕組みを新たにつくるということで、これが総額1億3400万円を充てるところでございます。また地域包括ケアシステムのさらなる充実ということでは、今年度戸河内の土居地区を中心にモデル地区としてですね、ケアシステムの充実に向けた取組をしておりましたが、これ引き続き支援していきたいということが一つと、新たにですね、一部の乳幼児等の通院の助成事業、これ議会でも御指摘ありましたけれども、こういった事業について新たに変えさせていただきたいということでこちらが、総額4400万円。また災害に強いまちづくりとしてはですね、これ議員御紹介ありましたJRの橋梁の撤去、滝山川橋梁の撤去、それから、同じJRの施設でございましたけれども、国道191号の宇佐地区にある架道橋、こちらもですね、新たに解体をさせていただきたいと思っております。そういった事業が予定されているほか、屯所の更新や、新たに消防団員の活動服の更新も今回盛り込ませていただきまして、こちらが総額3億800万円です。あと保健医療の分野についてはですね、安芸太田病院のほうで介護医療院を来年度新たに設置をするということで、そちらのもろもろの準備の関係で考えているところでございます。また病院経営改革プランの推進、これ先ほども申し上げました安芸太田病院の件でございますが、介護医療院のほかにもですね、来年度病院の機能評価を受ける予定になっております。こういった新規事業もありまして、総額が1億2600万円なります。さらなるにぎわいに向けた既存施設の活用ということで、旧殿賀小学校ですとかあるいはいこいの村といった町有施設をより有効活用していきたいということで、これは公民連携事業も含めてですね、取り組ませていただくということで、総額が4500万円。地域の活性化につながる施設の整備としては、加計スマートインターですね、これはるる申し上げております通り、今年度、準備段階調査を候補地として選んでいただきましたが、我々としては、これ来年度、さらに1段階、前に進めていきたいということで、事業化に向けて、取組をさせていただきますとともに、生涯活躍のまち構想、先ほど、別の議員のほうで、御指摘ありましたけれども、こちらについても、我々としては前に進めていきたいという思いで、環境整備を図るための予算として、もろもろ合わせて総額3200万円を充てさせていただきしております。それ以外にも、まちづくりビジョンのさらなる進化ということで、幾つか御紹介をさせていただいたところでございます。時間がなくなりますので、これでおいとかしていただいて、また必要であればですね、詳細を御説明させていただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木委員。

○佐々木道則議員

はい。ただいまの町長から5年度の重点プログラムについて、詳細にわたり、全部ではございませんが、詳細にわたり御答弁をいただきました。このことにつきましては、今、御答弁いただいたわけですが、ただいまの説明をいただいた内容、重点プログラムに対する全て町長のお答え、私全部書き取れていませんので、今頃は、すぐ明日にはおそらく、議事録がいただけるんで、そのことをまた参考にはさせていただくことと、この重点プログラムに対する予習が出来ましたんで、今後予定されております予算特別委員会のほうで改めて質疑をさせていただきます。次にですね、小項目3題目、令和4年度重点事業は、令和5年度予算にどのように反

映されているのかについてお尋ねをします。私は昨年12月の定例会において、定住促進賃貸住宅整備調査業務、定住促進空き家活用住宅整備事業、旧JR橋梁、撤去、特定地域づくり事業協同組合設立支援事業の4点についての進捗状況について質問をして御答弁をいたいたいわけですが、その答弁の中においても、答弁予定より遅れている事業の報告があったように、私は受け止めておりますが、その令和4年度重点事業は、令和5年度予算に改めて、どのように反映されているのか。お尋ねをいたします。

○中本正廣議長

はい。木本参事。

○木本英哲参事

はい。令和4年度重点事業が、5年度予算にどのように反映されたかというところですが、私のほうからですね、先ほど言わわれたJRの橋梁の撤去、滝山川橋梁ですね、こちらと、加計スマートインターについても、先ほど町長からも御説明ありましたので、あわせて御説明したいと思います。まず加計スマートインターチェンジですけども、今年度ですね、加計スマートインターチェンジフルインター化整備効果等調査業務委託により、整備効果等の調査や、概算設計等を行い、その成果をもって準備段階調査候補地として選定いただいたところです。これを踏まえ、令和5年度予算では、加計スマートインターチェンジフルインター化測量設計業務委託により、詳細設計に必要な地形測量及び事業化に向けた資料作成を行うなど、フルインター化の早期事業化に取り組むこととしております。それから、旧JR滝山川の河川橋梁撤去事業につきましては、令和4年度は実施設計を行って、この3月末完了で進めております。この撤去工事は、令和5年度から6年度、2か年で実施予定としておりまして、総額で4億7800万円の事業を想定しております。令和5年度予算では、1億9100万円の事業費を予定しているところであります。工事は出水期を除いた期間で予定しております。この本事業につきましては、国の河川改良工事との連携で、トータル的な事業費を縮減することができるということで、事業調整を行っております。この実施設計におきましては、請負業者だけではなくてですね、太田川河川事務所も含めて、3者で、工程等、協議を行っております。工事の縮減は具体的に、国の河川改良工事で設置された仮設道の共同利用することなど、トータル的な事業をされることとなりました。このたびの撤去工事につきましては、河川管理者である国からの緊急性が高いところを言われております。河川区域内の工作物を必要最小限撤去させてもらうということで、予定しております。私から以上です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。私のほうからは、定住促進賃貸住宅の進捗と新年度に向けての説明をさせていただきます。この事業、PF事业によって整備を進める方針の下、令和4年度では、住宅事業に興味のある業者の方と、サウンディング、対話を行いました。建設手法や、移住、定住者を引きつける魅力あるづくりのアイデアを聴取いました。このサウンディング調査によりまして、本業務に関心のある業者の方が一定程度おられることも、感触を確認出来たところでございます。新年度、令和5年度におきましては、公有地の有効活用、民間のノウハウの活用、町内企業の参加による地域活性化、財政負担の抑制等を視野に入れながら、PFアドバイザーの協力のもと、PF事业の実施に向けて、新年度におきまして事業者の選定を行いたいと進めておるところです。以上です。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。企画課のほうから、定住促進空き家活用住宅整備事業、それと、特定地域づくり事業協同組合の現状について答弁させていただきます。まず、定住促進空き家活用住宅整備事業につきましては、町が空き家所有者

から物件を 10 年間借受けまして、町が改修し、移住を希望される方に貸し出すという仕組みを考えております。令和 4 年度、年度当初から、主に空き家バンクの物件登録の所有者の方に、借受けについて打診をしておりました。あるいは、自治振興会長さんなどから可能性のある物件について、情報を得て、所有者の方に、貸付けを依頼したりをしたところ、ようやく本年に入りまして、回収が可能で所有者の理解を得ることが出来た物件を確保することが出来ましたので、現在所有者の方と調整をしておるところでございます。この改修に要する費用の補助分につきまして、令和 5 年度への繰越し明許費として計上をさせていただいているところでございます。物件所有者の御意向でございますが、物件所有者のほとんどの方は、物件を売却したいという方がほとんどでございまして、10 年後の状況も見通せないということで、町への貸付けはなかなか難しいというようなお考え方多かったようでございます。これを受けまして、令和 5 年度は、定住促進空き家バンクオーナー改修制度という仕組みを考えておりまして、空き家所有者が町の空き家バンクに登録することを条件として、移住者専用の賃貸住宅として改修した場合に、町が補助を出すと。補助させていただくという制度を今考えておるところです。こちらにつきまして、令和 5 年度当初予算のほうに計上をさせていただいております。この制度でありますれば、改修後の賃貸借に係る家賃は、空き家所有者の収入となるということもございますので、このことにより、家賃の収入で事業化が可能となります。これにより、不動産事業者等の参入も期待できることもありますので、より多くの賃貸物件の確保に繋がるんではないかというふうに考えておるところでございます。両事業とも、制度化を進めることとしておりまして、空き家所有者の御意向に沿った対応を可能として、移住者向けの賃貸住宅の確保を進めてまいりたいというふうに考えております。続きまして特定地域づくり事業協同組合につきましては、去る 1 月 27 日に安芸太田未来創造協同組合の創立総会が開催されました。農業法人やスキー場運営会社、飲食業などの 7 事業者が組合員となり、協同組合を組織したところであります。2 月 10 日には、中小企業等協同組合法に基づく設立許可申請を行ったところでございます。設立許可後は、特定地域づくり事業協同組合の認定を受け、その後、労働局に労働者派遣事業の届出を行うことになります。事業開始は早くても、今年の 5 月以降になると思っております。これらの事業に対する必要な費用の一部を同協同組合に補助するため、令和 5 年度の当初予算に計上をさせていただいております。また、この費用の一部は、国の特定地域づくり事業推進交付金を活用することが出来ますので、この交付金について、国に内示申請を行っており、歳入の予算も当初予算に計上させていただいているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

各担当課長。参事さんより、御答弁いただいたわけですが、お聞きした内容では、各項目、新年度予算にですね、具体的に反映をされたということで一安心をしておりますが、1 点、今、お聞きした、内容ですね、定住促進の空き家活用、この整備事業が、令和 5 年度の繰越しというような御発言があったやに思いますが、今度 5 年度にですね、これ定住促進、見ると、定住促進空き家バンクオーナー制度改修制度ということのことだろうと思うんですが、これは、先ほどの繰越しられた事業、いわゆる定住促進空き家活用住宅整備事業とバンクオーナー改修制度事業、これは今後二本立てで、進んでいかれるということで、どうなんですかねそこらあたりは。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。今後今言われるように二本立てで進めてまいりたいと思っております。一つは、空き家バンクを 10 年間、所有者の方から借受け、町が改修して、移住者に貸し出すと。いうものです。それから、もう一つ、来年度新しく制度化したいのは、空き家所有者の方が改修されることについて、町のほうが補助をしていくとい

うことで、それぞれ空き家をお持ちの方の御意向に即した、そういう支援ができるような形で、賃貸物件を増やしていくという取組を進めていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木委員。

○佐々木道則議員

はい。ちょっとごめんなさい、ちょっと今のちょっと分かりづらかったんですけど、いわゆる、ちょっと確認です。空き家活用住宅整備事業は、町のほうが直しますよと。オーナーは、本人さんが直したのを町が借り受ける。でよろしいんです。どうなんですかね。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、空き家バンクオーナー改修制度は、空き家所有者の方が自ら改修をされて、その費用の一部を町が補助します。空き家バンクに登録していただいて、それから、移住者の方に貸出しをします。そこで、貸出しをするオーナーさんと、移住者の方が契約をするといいますか、そこで賃貸借契約を結んでいただくことになります。今、繰越しのほうで、計上させていただいているのは、町が一旦借受けて、それを町が、移住者の方に貸し出すというところで、少し制度的に違いがあるんですけども、両方とも、賃貸住宅を確保するということでは一緒ですので、所有者の意向に沿った対応ができるようにしてまいりたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

御答弁だけど、詳細にはあれなんですけど、具体的には同じような事業のように私は受け止めるんですが、どちらにしてもですね、その二本立てでいかれるにしても、先ほど言いましたように、定住促進のほうですかね、これ令和4年度から5年度に繰越し、事業地が見つからなかったということもあるのは、いろいろな事情で見つからなかったということがあれば、ございましょうが、それプラスこのバンクオーナー制度と絡めても、需要という言葉悪いですか。本当に数字が見込まれるものですかね。どうなんですかね、そこらあたりは、

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

はい。少し補足させてもらいます。去年からやってる制度ですね、これは町が借受けて、町が改修して10年後にお返しするということで、もし持ち主の方にですね負担がありませんで、来年度始めるのが、オーナーが改修して、改修に補助出すということなので、オーナーは改修の負担があります。で、今年やってきた中でですね、やろうとした中で、借りようと思った方がですね、10年後分からないという意見もございましたので、来年からできるように、改修に補助しましょうということで、10年後を返すか来年からやるかということでですね、ニーズに合った形ですね、選べる形でやっていきたいと、オーナーの方がですね、いうふうに考えております。この制度がもともと今年やった制度、ニーズはですね、四国のほうに例がありまして、そこではですね、なかなか最初はですね、進まなかつたというふうに聞いておりますけども、やはり事例が出てくるとですね、これはいいんじゃないかということですね、どんどん成果上がってるということで、今年は始めたものでございますんで、まずその成果をつくってですね、皆さん見てもらうことですね、この制度を広めていきたいというふうに考えております。

○中本正廣議長

はい。佐々木委員。

○佐々木道則議員

はい。執行部言われたのは椿原町のことですね。はい、了解です。どちらにしてもですね、町長にも答弁の施政方針にもありましたように、プラス 15 人の増があったというようなことで、人口増、町長が、命題に掲げられておる人口増のは、一定の成果が出てるとは思いますので、まだ、この 2 本の事業を同時に進行してやれるんであればですね、強力的に進めていきたい、いただきたいとかように考えております。次の質問に参りたいと思います。令和 5 年度予算編成方針に向けてですね、事業の選択と集中、事業、新規事業の提案、事業見直しについてというのを通告をしておりますが、これはお聞きしたいのはですね、要は、編成方針の中にですね、3 番の事業の選択と集中、新規事業の提案、事業見直しと、いう項目ございますが、その中にですね、事業成果が見込まれる新たな施策提案や、事業見直しがあれば、前向きに予算配分を検討するというように明記してございますが、町長がこのことを各課に明示されてですね、いわゆる府内各課から、どのぐらい提案があつたのかというのをちょっとお聞きをしてですね。それで、職員の皆さんですね、町政のために新しい事業を開拓して盛り上げていこうというような気迫がどのぐらいあるのかなと。提案数をですね、そのことをちょっと、お聞きしたくてこの題を、お願いをしたわけでございますが、具体的な数字がですね、もし難しければ、こういうのがあったよということでも結構ですので、一端をちょっとですね、お教えいただければと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて事業見直しの関係でお話をいただきました。趣旨をちょっと改めて今理解したもんですから御趣旨に沿うものかどうかあれですけども、そうですね、新規事業だけで言うと、数だけで言いますとですね大体、大小合わせて 60 事業ぐらいはあるんじゃないかなというふうに思っております。そのうち、私のほうからの指示もありましたけれども、あるいは事業課のほうからも確かに、新たなこういう制度が必要だということで、もらったものもあります。その内訳がどれぐらいというのはちょっととすいません、私も把握をしておりません。それぞれの分野で幾つかあったと思いますし、その中で確かにそうだなということで、盛り込ませていただいたものもありました。一方で見直しそのものはですね、私なりにやっぱり施策は全て進化していくなければならないという話を骨太プログラムでも指示したつもりでございまして、担当課のほうでも、改めてそれぞの施策について、しっかり見直しをしてもらいながら、予算に、予算ヒアリングにおいては、提案をしてもらったものだというふうに思っております。こちらちょっと数というのはなかなか難しいところでございますが、どちらがどうというよりはですね、予算ヒアリングの中で、お互いに、それこそ私やあるいは執行部あるいは財政当局と、担当原課の間で互いに話をしながらですね、より良いものをつくってきたつもりでございます。すみません、趣旨に合ってるかどうか分かりませんが。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木道則議員

申し訳ありません。私が趣旨をですね、事前にやっておけばよかったです。職員の皆さん含めてですね、各課から、新しい事業、もしくは見直し等の御意見があつたというふうに受け止めておきます。いろいろお話を聞かせていただいたんですが、やはり町長の言葉にありますように事業の進捗状況の成果をですね、皆さんに実感してもらうように、事業進歩のスピードアップを図るというような項目があつたとは思うんですが、私が思うのですね、ちょっともう事業によっては、スピードアップがなかなか 100 のところがまだ 50 ぐらいとか、いうような項目があろうかと思いますので、言われております事業進捗のスピードアップにです

ね、全力で取り組んでいただきたいということを申し添えておきます。思わぬ時間をくいましたんで、残りが大丈夫かどうか分かりませんが、続いて大項目の2項目、財政運営についてでございますが、ここでですね、申し訳ございません、通告ではですね、1番の今後プロジェクトに対する財源確保。2番の財政運営方針ということであったんですが、やはりお聞きするのにですね、順番の流れが悪いので申し訳ございません。1と2の財政運用方針に対する町長ですね、申し訳ありません、順番をちょっと入替えさせてですね、御質問をさせてください。申し訳ありません。まず中期財政運営計画でございますが、長期総合計画に掲げる目指す姿の実現を支えるとともに、将来において持続的なまちづくりの形成、維持に向けた取組を実現することができる財政運営を行うために、御存知のように、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象として、中期財政計画は策定をされております。これを公表されておりますその中で、財政運営方針として、本計画期間にある向こう5年間においては、新型コロナ感染症の影響による財政の低迷に伴う町税収入の減少、社会保障費の増加、新たな日常生活様式を、推進しよる確固たる財政運営を行っていく必要があるということで、歳入歳出の両面にわたる取組を行い、地方債残高の将来負担額の軽減を進めるために、財政運営方針にと記されております。その中で歳入のほうで6項目、ごめんなさい、歳出のほうで6項目、歳入のほうで4項目明記がございますが、中期財政運営方針が、令和3年度に作成され、2か年が終了しますが、中期運営方針の現状についての町長の御見解、または今後の財政の今後の財政運営について、今後の取組の方針等ございましたら、まず町長の見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、中期財政運営方針の現状に対する、私なりの所見ということで御質問いただきました。現行の中期財政運営方針、主に三つの目標設定しております。令和7年度時点で、将来負担比率を10%縮減それから経常収支比率を令和10年度までに100%を下回る水準。それから財政調整基金を10億円以上維持するというこの三つでございます。令和5年度予算、お話をしたように、昨年度に比べると、大幅に増額しております。あるいは、その中で言いますと、加計スマートインターチェンジの整備ですとか、あるいは旧JRの滝山橋梁の撤去など、これはいずれもですね、中期財政運営方針をつくっていた当時には恐らく想定していなかった事業も入ってるわけでございますが、その事業入ってる中でもですね、この令和5年度の予算では、この三つの目標水準内で財政運営が出来ているところでございます。そういう意味では大変厳しい状況続いておりますが、私としては引き続き、この中期財政運営方針は堅持をしながらですね、大変厳しい状況ではございますが何とかやりくりをしていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

財政運営、見解をいただきました。財政運営でございますので、この中に財政收支推計いわゆる3年から7年度までがございますが、この財政への運営方針の中にですね、今後とも、多様な角度から検証を行い、必要においての取組の見直しを行う。推計部分については、年々変わってきます。特に、公債費の増加は、財政方針においては令和7年度までの多額の起債償還が負担を見込まれており、後ほど述べますが、今後の大型プロジェクトに対応する財源としての起債対応が見込まれ、財政負担としての起債管理が必要であり、現在の財政收支計画の数値の見直しが私は必要だと思いますが、これ一応7年までなので、恐らく本年か来年かには、改めて次の推計を、まとめられるのとは思いますが、やはり数値は変わってきますので公表は別にして、役場内だけでもせめて方針をですね、変わった推計を持たれとかんと、いわゆるこの推計にこれ7年の話で申し訳ないんですが、その当時は先ほど言わされましたようになかったことが入ってきたのであるんですが、これ見てみま

すと歳入で、町債、R7年は48億ぐらいなんですよね、推計では。これは令和6年、R6は80億なんですよ。半額に落としてある、そりや、あれ、大きな事業が済んで起債が償還が一段落するというようなことで、そういう推計になつとるんでございましょうが、先ほど言いましたように大型のプロジェクトが動き出す。これは7年、起債を買って、3年後の支払いが始まるんですかね、そういうことを考えると、7年以降になろうかと思いますが、やはり、推計を、計画だけでなしにですね、やっぱり実際の推計に近いものをですね、数値として持っておられる必要があると思いますが、そのことが1点と、これ前に同僚議員もですね、質問をしておりますが、合併特例債を活用してですね、借入れを行つて、財源確保に使われるお考えはありませんか。以上2点です。お願いします。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課長補佐

はい。議員さんのほうから、財政推計についてはちゃんとしっかりと把握していく必要があるというふうに指摘をいただいたところです。中期財政運営方針については大きな改正というのはちょっと、今のところは、堅持していくということがありましたのでそこで進んでいくんですけども、推計につきましては毎年県のほうに、一応、年度年度の推計ということで毎年出させていただいておりますその中で、現状の推計についてはしっかりと押さえていきたいというふうには思っておるとこでございます。また合併特例債の活用ということなんですね。今年度、令和5年度の予算についてもですね、1億6000万円程度の合併特例債の基金への活用といったことと、令和6年についても同額近い額をですね、一応上限額含めて、基金を活用したいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

後ほど、次の項目で、起債のことちょっとお伺いをさせていただくんです。合併特例債を取り入れておるということでございますので、それはそれでお願いをしたいと思います。残り時間が、ございませんので、ちょっと急ぎます。3項目目、先ほど言いましたように条例、JR橋梁の撤去、インターチェンジフルインターですね。それと筒賀のとを含めてですね、今後大型プロジェクトが、安芸太田町でも計画されております。で、まず、財政調整基金のですね、今後の推移と課題について、お願いをいたします。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課長補佐

はい、財政調整基金の今後の推計の課題ということで質問いただきました。令和4年度の3月補正、今度審議をいただくことにしておりますけども、その推計でありますと、残額のほうが29億3200万円ということで、令和4年度末の残高を見込んでおります。令和5年度におきましても、物価高騰とか公債費の高止まり等もありますので、減額する傾向にございまして、令和5年度末の見込額につきましては26億3100万円というふうに見込んでおります。今後もですね、大規模な起債償還等ありますし、人口減少、地方税、地方交付税の減額等もありますので、毎年2億円程度の財政調整基金の繰入れというのは、必要になってくるかなというふうに今、推計をしているところでございます。今後もですね、災害リスクを踏まえた10億円以上ですね、残高を死守したいというふうに思っておりますので、それに向けて事業の精査、そういったところを大型事業も含めてやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい。財政状況調整基金については、ここ2年いわゆる積み増し、ということで29億程度まで膨らんでおりますが、今御答弁があったようにですね、こともありますし、また、先ほど言いましたように大型プロジェクトということになると、どうしても、財政調整基金を、ほかの起債とかなんとかの歳入の当てはあるでしょうが、どうしてもそれだけでは、工事費が難しいということになると、一般財源です、自由に使える財政調整基金ということになろうかと思いますので、やはり管理をですね、しっかりやる。先ほど10億は必ず残すんだと、いうようなお話でございましたが、10億とは言わずですね、起債等のあれも含めてですね、後ほど起債の話もしますが、起債等を含めてですね、やはり財政調整基金、いざというときのお金がございますんで、できるだけ多い、多額にこしたことはございませんので、取り組んでいただきたいと思います。で、まず次にですね、起債のほうをちょっと、そのことについてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。まず令和3年度末の町債の残高が108億8000万弱ということになっております。いわゆる町債というのは借金でございますので、必ず返済の必要がありますが、これ義務的経費であり、多額になりますとですね、財政に弾力がなくなり、投資的な事業が困難になってまいります。起債の現在高はですね、見せていただいてお聞きをしたところによりますと、減少傾向ということで、いい方向に来るとと思いますが、これ見ますとですね、平成29年が121億だったのが、これはR3の数字で申し訳ございませんが108億ということで、6年間で13億減少しとるというような、数字的には出ておりますが、先ほど来ずっと行っております。大型プロジェクトに対応する財源としてですね、どうしても起債の対応が見込まれると。ということでございますので、今の数値を申しましたが、今後の推移予測とですね、課題について、御答弁をお願いします。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課長補佐

はい。起債の残高等についてでございますけれども、令和5年度の予算編成につきましても新規の借入れが8億幾らあります。で、その反面、返済については12億を行うということで、3億、令和年4年度の末、比べて3億6400万程度の減額ということで99億7600万円を令和5年度末の残高としております。今後もですね、大型事業があるといったことがございますので、将来を見据えた必要な事業を進める一方ですね起債事業につきましては、充当率でありますとか、交付税率が高いということで有利な起債を活用しながら事業を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい。ありがとうございます。起債について心配はないと、いうような御答弁だったやにとりますが、やはりしても、先ほど言いましたように、一応は借金ですので、必ず、交付金でね、割戻しがございますが、とはいえる、借金には変わりはありませんので、やはりそこらあたりは、きれいに抑えていただいてですね、管理に取り組んでいただきたいということでございます。ちょっと私の進行悪くてですね、まだ、質問を二つ三つ考えたんですが、時間があと1分。ありませんで、怒られました後ろから、いうようなことで終わりたいと思いますが、二つ三つ考えた質問についてはですね、先ほど言いました予算特別委員会の中でですね、ちょっとまた、私もすごい気になっておりますんで、質疑をさせていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○中本正廣議長

以上で佐々木道則議員の一般質問あります。しばらく休憩といたします。2時35分まで休憩といたします。

休憩 午後2：30分

再開 午後2：35分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。5番、末田健治議員。

○末田健治議員

5番、末田でございます。町長はじめ住みよいまちづくりの推進に、職員の皆さん、大変、日夜御尽力をされておりまして敬意を申し上げます。私も、3番議員同様、かなり鼻炎がピークに達しておりますので、ちょっと悩ましいような声を出しておるんですけども、ひとつよろしくお願ひいたします。私は、このたびは、一括質問方式で出しましたところ、私1人だけであったようでございまして、できるだけお疲れでございますから、簡潔に進めたいというふうに思っております。質問の1でございます。2024年、第2次長期総合計画の見直し年度に当たります。2024年計画の基礎をなす人口計画は、コーホート法による5800人の目標とされております。1月末現在、5680人ですが、見直し時点では5500人と推定されております。目標値に近いとはいえ、人口減少が続くと思われます。一方、令和5年度の予算の概要においては、述べられておりますように、これまでの移住対策の成果として、社会増を維持していることは評価をいたします。長期計画の改定作業は、来年度になるので、現時点において、細かいことを求める予定はございませんが、総括と準備は、長期計画である以上は進めていく必要がございます。次の点について、いささか時期早尚とは思いますが、対策の、次期対策の課題について伺います。まず1項目目は、人口計画の見直しとまちづくり計画の見直しが、必要であるかどうかということについての課題について伺います。認識を伺います。二つ目に、2024年計画の改定時に向け、どのような準備をされようとしておるかという点について伺います。3点目、出生率の減少による、学校教育の在り方など検討すべき課題が生じてくるとも思われます。想定される重要課題への対策などについて伺います。四つ目、行財政審議会では、公共施設の総合管理計画が議題とされ、20年間で3割の減少を目標とされております。これは避けて通れない課題でもあります。今後の見通しについての見解について伺います。以上、1問目、人口減少と長期総合開発計画の点について伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続けて末田議員より、まずは人口減少、それから長期総合開発計画に絡めて、幾つか御質問いただきました。まず人口計画の見直し、それからまちづくり計画の見直しの必要性についてお伺いいただきました。これももうお話をさせていただいたように、現行の長期総合計画後期基本計画は、令和6年度で終期を迎えるということでございますので、当然、それに合わせてですね、人口計画の見直し、あるいはまちづくり計画の見直しは必要ではないかと思っております。その上で、一つ御指摘ありました計画人口目標ですね、令和6年度と、計画人口目標が、失礼しました。令和6年の時点の目標5800というふうな話がありましたが、これ令和2年3月にですね、後期基本計画を見直しをする際に、人口ビジョンの見直しもしております、それでいうと、5200人ということに変えているところでございます。この5200というのは、国勢調査人口を基礎としておりましてですね、これも議員、拾っていただきました住民基本台帳に基づく5680と少し数え方が異なっております。要は、住民基本台帳は残してるんだけれども、実態としてはもう町外に出ておられるという方が結構おられるもんですから、そういう意味で、住民基本台帳の人口のほうが少し多めに出ます。ちなみに、国勢調査人口を基準とする広島県人口移動統計調査で言いますと、令和5年1月1日現在で、5368人という推計を出されてるようでございます。この数字で申し上げますと、5200という数字にはまだ至っていないものの、令和6

年の時点で 5200 でとどまるかどうかというのは微妙な、状況ではないかなというふうに思っております。そういった意味で、これはなぜこういうことになってるかというと、令和 2 年か 6 年の間のこのビジョン策定のときにはですね、既に毎年 24 人の社会増、実現してることが前提で計画が立ってるからでございまして、現状は、これは、今も申し上げてるように、合併以降ですね社会増に至ってない、今年ようやく社会増になるかどうかという状況でございます。そういったこともあって、想定よりはやっぱり下回ってるということだと思ております。いずれにしても、こういった状況ではありますが長期総合計画後期基本計画が終期を迎えるに当たってですね、まちづくりというのは、計画を、それぞれ見直しをする必要があると思っております。それから、そういった計画策定に向けたですね、準備をどうするかという御質問いただきました。これも先ほどからお話をしているとおり、その計画見直しを想定して、我々なりに準備を進めたいということで、令和 5 年度の予算にはですね、まず、私なりに、今後のビジョンをつくるに当たってですね、重要だと思われるテーマを幾つか挙げさせていただきまして、それぞれについての具体化をまずは進めていきたいと考えております。五つ挙げさせていただいたのが、一つは、水を生かしたまちづくりの具体化ということでございます。これ予算では、我がまちスポーツに登録したウォーターアクティビティーの推進や、上下水道の今後を考える水環境を考える会の立ち上げといったことを想定しております。それから自然を生かした教育環境の具体化というのは、教育大綱の改定について、検討させていただいているところがございます。またそうですね、さらにはまた子ども子育て支援計画のニーズ調査といったこともちょっと盛り込ませていただいております。健康づくりを通じたまちづくりの具体化ということも、テーマとして挙げてますが、これについては、具体的には紅葉ウォーク、これも我がまちスポーツで登録させていただいております。これを踏まえた、健康増進事業を進めていくということ、あるいは住民健診の充実なども盛り込ませていただいております。また脱炭素社会地域循環型社会の具体化、これも次のまちづくりのビジョンでは重要なテーマになっていくと思っておりますが、こちらについては、自然環境保全のガイドライン策定ですか、あるいは、バイオマスの普及についての取組について、来年度予算で具体的に取組をさせていただくつもりでございます。最後に、公共施設の整理合理化の具体化ということで、これは公共施設等総合管理計画の推進、あるいは、町保有施設の解体撤去の予算も見込んでおりまして、これが大体 3600 万といったような取組を考えております。こうした事業を、令和 5 年度、具体化を通じてですね、町民の皆さんとイメージの共有を図っていきたいと思っております。それがまた令和 6 年度のおそらく具体的に、次期計画を策定の取組をする、あるいは 6 年度になると思いますが、そういったものにつながっていくというふうに考えております。その上でですね、あとは 1 点だけ、長期計画の在り方そのものも少し考えていきたいと思っております。と申しますのが、やはり今回コロナ禍を経験しまして、長期計画は立てたんだけれども、計画を立てたときには想定外の事態がやっぱり起こりうるなど。そういう意味では、長期的な計画を立てるのとは別に、状況に合わせて柔軟な対応というのも求められるのかなということが一つ。もう一つは、今の計画のようにですね、かなり網羅的にはいろいろ事業、書いてあるんだけれども、結果として、あれもこれもやるということで、かえって町の方向性が、分かりにくくなるということも、私としては少し心配をしてるとこでございまして、そういった意味では、準備は進めながらも、次期計画の在り方についてもですね、少し、いろいろと準備をしていきたいというふうに思っております。それから、出生率の減少による学校の在り方など検討すべき課題があるという中で想定される重要課題の対策についても、御質問ありました。次期長期計画と一応申し上げますが、その策定に当たって、議員御指摘の出生数の減少による児童生徒数の変化ももちろんあると思いますが、それ以外にもですね、コロナ禍によるライフスタイルの変化、あるいは最近見ますと、SDGs への対応などですね、対応すべき検討課題ってのは本当にいろいろあるんじゃないかなというふうに感じております。そういう課題がある中で、私としては改めて田舎の良さが指摘されているのではないかなと思っておりますので、ある意味その田舎の良さ、というのを我々なりに再認識をさせていただいて、ある意味、都会を追い求めるというのは少し、これから違ってくるのではないかなと思っ

ております。我々なりに自分たちの住んでいる地域の良さを追いかけていきながらですね、それが、広島県全体にとってどういう役割を果たしうるのか、あるいは、広島県のみならず、日本全体あるいは、世界全体の中での、本町の役割みたいなことをやっぱり、追いかけていく視点が次期計画では必要なのではないかなということがひとつ。それから、もう一つ、私が感じておりますのは、これも議会で再三お話をさせていただいております。行政としてやらなければいけない仕事が増える一方ですね、行政職員そのものをやはりこれから減らしていく、あるいは人口に合わせた形に、サイズダウンをしていかなければならない、そういうったときにどうやって、この行政サービスを維持していくかということも、考える必要があって、取捨選択も場合によってはしなければならないのではないかと思っております。そういうこともこれから計画策定には盛り込んでいく必要があろうかと思っております。それから最後になりますが、公共施設の総合管理計画についても御指摘をいただきました。これも議員御指摘のとおり、避けて通れない課題だと思っております。今後総延床面積を30%以上削減しなければならないということで、大変厳しい計画ではございますが、これ今改めて見てみますとですね、計画策定のときには、令和17年までに人口が2割削減するという前提で、延床面積3割削減ということを考えておられたようございますが、現状の人口減少のスピードは、その2割を大きく上回って、3割近い減というようなデータで推移しております。そういう意味では、計画を策定したときよりも、より以上に、現状は厳しいということを念頭に置きながら、そうは言いながらも、まずはこの3割削減を目指して取組をしなければならないというふうに思っておりますし、令和5年度、具体的な、個別の施策施設の整理に着手することとしておりますので、これも、あわせて頑張って取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい町長のほうから答弁をいただきました。冒頭に言いましたように計画の見直しというのはまだ令和6年度でございますので、今具体的なことを求めるつもりは、言いましたようにございませんが、今、いきなりその改定年度に、こういう方向でいきますということよりは、それまでに、やはり準備をし、そして、そのまちづくりの方向性については、町長の任期もありますので、より具体的に方向性を示していただく必要もあろうかというふうに思っております。その中で、答弁にもありましたように、今後においてはこの安芸太田町のまちづくりが本当に住民にとって、どういうことか、方向がいいのか。そして都会の人から見ても、その安芸太田町がどのような魅力に移ってくるのかということが、私は移住対策においても、極めて重要になってくるというふうに思っております。そのためにはやはり、教育というのは1番大事だろうと思います。それは学校の教育を通したことでも当然ですし、それから自然環境を生かした教育というのも、他の町にはない施策として、私は重要になり、またそれが注目をされるというふうになるという、思っております。特に自然環境については、町長言われましたように水を生かしたまちづくりというのは、やはり安芸太田町ならではのことあります。内陸部のほうに行って水を生かしたまちづくりいうのもなかなか出来ませんので、せっかく、安芸太田町の場合は、太田川という、県下1番の川が流れていますから、これを生かす手はないというふうに思います。以前にも、提案しておりますように、護岸の整備、そして護岸の整備といいましてもそれは親水性を持った護岸の整備ですよね。これはやはり、今から注目をされますし、大事だろうというふうに思いますんで、その自然を生かした教育の推進とあわせて進めていただきたい。それから安芸太田町はやはり健康のまちづくりであります。森林セラピーを中心としたそういう取組はですね、今後よりアピールをしていく必要があろうと思います。次の質問になるんですが、町長として公約の実現に向けて、今年度予算作成においても創意工夫されております。次期対策に向けての課題があれば少し簡単に触れてください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

地域対策ということで御質問をいただきましたですね。そうですね。そもそも地域対策という意味では予算化というわけではないんですけれども、かねてから、この議会においても御指摘をいただいております。とりわけ最近で言いますと、自治振興会が解散をしているということもあるもんですからあわせて、あるいはコロナ禍によって、住民同士のつながりが薄くなっているのではないかというような御指摘もいただくもんですから、そういう意味で、もちろん、我々としても対策を考えいかなければいけないというふうには思っているところでございます。予算の点で、新たにというのはございませんけれども、例えば集落支援員については引き続き取組をさせていただきますし、プラスアルファ、現在、筒賀地区においてはですね、この集落支援、空き、まだ、充当出来てないところもありますので今年度そういう取組はしっかりと続けさせていただきたいと思っております。あるいは、自治振興会への交付金も引き続き続けさせていただきたいと思っておりますので、そういう取組も続けていくということ。それから、これは引き続き続けておりますけれども、はしもト一クといった、地域住民との懇談の場というのは、引き続き維持をしていきたいというふうに思っているところでございます。簡単ではございますが、以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

先日、先日というのは2月23日、町長の行政報告にも触れてありますが、商工センターのアルパークで開催をされました移住PRイベントに私も神楽団として参加、いいですか、イベントの一翼を担いました。大変やはり神楽ですから、その時間帯には相当の人が、やはり、見に来ておられました。私は神楽の宣伝をするんじやなくて、職員の皆さんのが、企画課、産業観光課、そして地域商社の皆さんのが、それぞれ自分の役割を通してPRをされておりまして、心強く感じた次第であります。こういったPRイベントというのはですね、機会あるごとに取り組んでいただいて、そして安芸太田町の魅力をですね、発信をしていただければというふうに感じまして、ちょっと感想を述べさせてもらいました。はい第2次長期総合計画の関係については、先ほどから答弁もありましたが、ぜひ次期対策の課題を早めに抽出し、取り組んでいただきたいというふうに思います。それから1点だけつけ加えますと、前回私も実はその長期総合計画に関わった1人であります、委員としてですね、そのときに前町長はですね、この計画について諮問しますので、皆さんの意見をお任せしますみたいな感じで今言われたんですけども、私は長期総合計画というのはまちづくりの柱を決めることであり、そして町長の、やはり、こういうふうなまちづくりにしたいということのその計画が、それにやはり、反映されていかなければですね、公約に掲げられていることが実現がですね、出来ないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、やはり自分のその方針は、まず冒頭に述べた上で、その計画に委員の皆さんのがそれの意見を述べていただくと、そういう、こういうスタイルで進めていただく必要があるんじゃないかなということを、当時私は感想として思いましたんでつけ加えさせていただきました。答弁結構でございます。続いて2番目の質問に移ります。2番目は、地域担当制の復活についてであります。地域担当制の復活と私は協働のまちづくりを進めるべきというふうに思っておりますんで、コロナウイルス感染症によりまして、地域活動の低下が大変危惧をされております。まちづくりの基本というのは、やはり地域の活性化が私は基本であろうというふうに思います。例えば、徳島県の上勝町は、葉っぱビジネス、企業進出で大変有名でございますが、安芸太田町議会も視察をし、実情を調査したことのございます。これは単なる、企業が注目を浴びている、表向きはですね、そういう感じに見えるわけでございますが、地域の皆さんのが行政に頼るばかりでなく、自分たちにできることをやろうというふうに頑張っておられるわけであります。ごみの分別収集においても、種類の細かさにおいても注目をされているように、自治活動も活発でございます。そういう意味で、活性化している町ではない

かなというふうに思っております。住民も行政にお任せなのか、ともに頑張るいわゆる協働のまちづくりが進んでいる町ではないかなというふうに思います。こうしたことによって一体となった本物のまちづくりが、進んでいくのではないかと考えます。このような観点から、私は、地域活性化を図るために、地域担当制度の復活を図る必要があるのではないかと思います。そこでですね、従来の取組でやはり反省点ですよね、があると思いますんで、その総括がされているのかなということについて、まず1点伺います。そして、2点目にはですね、その総括を踏まえた上で、従来とは違う形で地域担当制度の取組を進められてはいかがかなと。そして3点目にはですね、実行に当たりまして、やはり、先ほど言いますように総括や準備が必要でございますので、内部協議を十分に進めた上で、今年度、というのは令和5年度ですね、5年度の後半辺りを目標に進めることはどうですかという質問でございます。答弁を求めます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、地域担当制について御質問いただきました。まず最初にですね、私のほうから、過去の取組の総括について、この点について私のほうから御答弁申し上げます。まず地域担当制でございますが、こちらの制度は町民と行政を協働するまちづくりを推進するために、町の職員が、各地域のまちづくり活動に参画をして、町民による自主的なまちづくりの発展に寄与することを目的に、平成19年度から実施された制度でございました。しかしながら、一部の例外を除いて、各自治振興会から、十分あるいは全く機能していない等の指摘を受けるなど、地域間の温度差や、職員の通常業務との調整の困難さなどが散見をされまして、制度の検証が求められました。こうしたことを受けまして、平成22年6月、町内部におきましてこの制度の検証を行うための協働推進庁内検討委員会、こちらのほう設置をしました。また町外部においてもですね、これと同じ時期に、未来戦略会議の集落再生町民活力向上部会、こちらのほうが設置をされまして、地域担当制や、今後の集落支援制度の在り方の議論が開始をされ、それぞれが情報提供するなどしながら、双方で議論が深められました。その結果、集落再生、町民活力向上部会のほうからですね、従来の地域担当制が十分機能していないこと。集落支援体制支援体制をさらに強化すべきことが方向づけられまして、地域支援体制につきましては、専従体制とすべきとの提言を受けまして、この提言に基づき、平成24年度から担当課にある専従の地域支援体制へと改められました。担当課による専従体制は、旧町村ごとに2人体制でスタートしましたが、各地域でマスター・プランづくりの取組が進んだこと、また、周辺集落対策として、平成28年度に旧町村単位で集落支援員を配置したことなどもありまして、平成29年度以降から現在に至るまで、旧町村ごとに専従の職員を配置するということではなくて、自治振興担当課と、各支所等が連携をして、役割分担をしながら、それまでの地域支援体制の役割を努めているという状況でございます。私のほうから以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。総括については今話をしたとおりでございますが、その上で今後の取組でございます。実は私も今回の議員の御指摘を踏まえて、改めて、町におけるこれまでの総括と同時にですね、他地域での取組をちょっと調べさせていただきました。他地域でも似たような取組をしておりました。1番似てるのは三次市でございまして、三次市も実は本町と同じように自治振興課単位で職員を派遣をして、様々な活動を支援をされたということでございました。ただ、この地域も、実は令和2年度には制度そのものを廃止されておられます。これはですね、理由というのは全く本町と同じような経緯でございまして、通常業務との兼ね合いの話もありましたし、あるいは、地域によって温度差もかなり違いがあるというようなことで正直十分な機能を発揮していなかったということでございました。で、改めてそういう意味では三次市さんも、地域活動というのは、やっぱ

り地域主体で実施をするものであって、行政というのはあくまでもそれを支援する形にしなければならないということで、そういった意味では本町ともこれまた同じようにですね、本町で言うところの支所やあるいは住民課が、各自治振興会の活動を支援されているということでございまして、全く同じような経緯で終わってるということだったと思っております。そういった意味ではですね、今後どうするかということでございますけれども、担当制ということについては、私自身もその担当制にすることによって、行政にどういう役割を求められてるのかというのを、ちょっと確認をしながらですね、検討したいと思っております。一つは、当時本町が担当制をしいてた平成19年から考えて、現状、役場の職員も40名減少しております。これはどこかでも話をしたとおりでございまして、職員、町の仕事そのものをこなしていく意味でも、なかなか人数がいない中で、場合によっては、取捨選択をしていかなければならない状況なのかなというふうにも思っております。そういう意味で、果たして担当制によって、役場がどういう役割を果たすのかというのはよくよくやはり考えていかなければなりません。むしろ、我々としては、役場にしかまず出来ないことをしっかりと取り組む必要があるて、それが、私の話で言いますと、移住定住の促進であるとか、雇用の確保、そういうことをまずは注力するべきではないかなというふうに思っております。地域活動がですね、なかなか思うようにならないということは重要な問題だというのを改めて、私も、指摘を受けながら、考えていかなければならぬと思っておりますが、具体的な取組という意味で、地域担当制、しかもこれ、今年度後半からというのはなかなか私としては難しいのかなと思っております。もう少し、どういう役割が必要なのかということをしっかり精査させていただきながらですね、考えていきたいと思ってるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい町長のほうから答弁がございました。また住民課長のほうからも、総括については経緯を報告をいただきましたが、従来方式はですね、住民の皆さんも渴望されているところに、担当です言うて行くと、住民の皆さんが寄ってたかるいうか、いうふうな感じになってですね。ご用聞きのようになってしまふ。そうするともう大変な状態になると、そうすると足がだんだん遠のく、重たくなる、業務ある、ああというふうな状況に私はなったんじゃないかなというふうに思います。しかし、住民の皆さんは、だんだん集落が、やはり高齢化し孤立化する、そういう状況になっておるわけですから、やっぱりどっかにやっぱり頼らないけんわけですね、しかし、頼るといつても、いわゆるその地域での声かけじゃないけどもですね、役場のこの人はこの地域のこととは、一応よく知ってもらおるし、窓口にもなってもらうという心強さというのがですね、私はこれから必要ではないかなというふうに思うんです。協働のまちづくりということを申し上げましたように、住民の皆さんが、全て役場の皆さん、担当の人に、全てを委ねてしまうというふうなスタイルではなくて、やっぱり地域をどうつくっていくか、その集落、集落で特徴があると思うんで、そのことを少しずつアドバイスをしながら、徐々にお手伝いをしながら、やっていくというふうなスタイルで信頼関係がその中で高まり、住民の皆さんも安心感が高まる、そういう方向で少し、取り組んでいく必要があるんじゃないかなということを思い、この担当制の復活ということの質問をさせていただいています。簡単でないということはよく、私も承知をいたしますが、いずれにしても、活発に動いている町というのはですね、地域の皆さんのがやっぱり何かしら自分たちができることは、やろうということがなければですね、幾ら行政から良い提案、こういうまちづくり、今立派な建物をつくってもですね、これは本当に動いている、活性化している町ということには、私はつながらないと思うんですよね。この地域はこういうことしか出来ないが、でも、こういうことはやり続けるよということがないとですね、やり続ける中に、やはり皆さんも目標というのがだんだん出てきて、見通しがようなってくるということはあると思うんで。動かないところに、何も生まれない、いうことがありますから、ぜひその点を踏まえて、今後、私はこの質問をですね、また恐らくすると思いますんで、内部で十分また検討を進めて

いただきたいということを申し上げて、この質問は終わります。次に自伐林業の推進でございます。2月12日に自伐林業の未来を語る会が、役場東間で開催をされました。冒頭NPO自伐型林業推進協議会の中島さんより、全国の取組が紹介をされておりました。その中では、高性能林業機械による皆伐が行われている事例について触れられておりました。全部切ることによって伐採地は土壤がむき出しになり、土地がやせるなど問題が多く発生をしている事例がたくさんあります。自伐型においては、これらの問題が発生しない。間伐によって優良木を残し、将来的にも安定した林業経営が可能と提言をされておりました。実は私どもも前も質問いたしましたように、津浪の農業用水源である、二谷間におきまして、皆伐が3年前から始まりまして、その後、伐採地は徐々に拡大をし、その結果、昨年の台風襲来時において、大量の土砂がその取水口に流れ込みまして、その除去の方法は手作業でしかなく、今、去年の暮れ、今年の春、先月、2月に行きましたが、3月に行って3回目をやる、やってようやく、全部じゃないですよ、必要な最低限の取り除きができるというふうに、そういう状況が実は発生をしております。そこで質問でございます。自伐型を進めるためには作業道2.5メーターが望ましい、制限がある作業道整備への助成制度への条件緩和を望む声が会場からも出されておりました。自伐型林業の促進を図る上で、条件緩和と環境整備を図る考えがございますかというのが1点目でございます。2点目には、自伐型林業推進のために、自伐型林業者の組織化も必要ではないかなというふうに、思います。これは行政が指導してつくるようなものではないかと思うんですが、自伐型林業者の自主的な活動に委ねるべきだと思いますが、そこはある程度行政的にも指導しながら、そういう方向をですね、誘導いうか結集ができるようなアドバイスも必要かなというふうに思います。以上、2点について質問いたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。自伐型林業について御質問いただきました。これ私も、思い入れのある事業ということで自伐型林業推進というのを進めさせていただいております。その特徴は今、ちょっと御紹介いただきましたけれども、間伐率を抑えると、すぐ皆伐、50年すぐ皆伐ではなくて、長伐期多間伐作業ですね少しづつ間伐をしながら進めていくというところに特徴があって、長伐期多間伐を実現するためにも、道づくりについては、少し力を入れていて、しかも御指摘あったように、作業道の幅を2.5メーター以内にする、3メーター以内にすることによって、できるだけ山を壊さないようにしながら、あるいは、壊れにくい道づくりをするということが一つのみそでございます。そのことによって、これも御指摘ありました。どうしても皆伐をするとですね、環境も変わって、土砂も乾燥化が進んだりすることによって、土砂流出なども確かに懸念がされているところですし、実際にそういったこともあったということも聞いております。また多間伐作業によって、そういったことも懸念ができるというのが一つ。小規模林業あるいは自伐型林業の有利な点ではないかなと思っております。その上で、2.5メーターが望ましいということでございますが、実は本町において、今、小規模林業で対象とする作業道の規格についてはですね、既にそういった、3メートル以下を対象にさせていただいているところでございまして、その勉強会の中で指摘があったのはですね、恐らく、県の様々な取組、県の補助金対象となる事業というのは実は3メーター以下の作業道というのは対象になってしまいません。ここを緩和してほしいというお話をだつたと思っております。実はこれ、国においてはですね、既に3メーター以下の作業道についても、様々な事業の対象にすべきだということで、改正、行われてるんですが、その取組については、各都道府県によって、かなり対象に差があるのが現状でございまして、広島県においては、3メーター以下の道路というのは対象にしていないと、現状はそういうところになっておりますので、その部分についてはですね、改めて、私どものほうからもですね、是非、3メーター以下の作業道も、県の進める事業、あるいは国が交付金を出して県が審査をしているような事業についてもですね、対象にするように働きかけをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。それから、組織化についての御指摘もございました。これもですね、令和3年度

から実は自伐型林業の育成について、本町の取組をさせていただいております。5年度では、3年目を迎えることになりますが、少しづつ、そういった取組を含めてですね、町内で自伐型林業にチャレンジをされてる方も増えておりまして、現状地域おこし協力隊のO Bが3名、それから現役の協力隊員が2名ということでございます。そういった方々を中心にですね、今現在、町内では、そういった自伐型林業者の組織化も、既に検討されているようでございまして、役場のほうにも御相談をいただいているところでございます。ぜひ、そういった方々が連携をしながらですね、技術を高めていくとともに、経営などの問題も、あわせて一緒に議論をしながらですね、本町において、自伐型林業が定着すればなあと思っているところでございます。我々も当然そういったことを支援させていただきながら、この自伐型林業も、それ単独ではなかなか、それだけで飯を食っていくというのはなかなか難しいところもございますので、これに組合せて、農業や環境、あるいはシイタケ栽培とか、いろんなものを組み合わせることによってですね、仕事になるような安芸太田モデル的なものが、この自伐型林業の組織の中で進んでいければなというふうに思ってるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

町内ではですね、今、ここ最近というか、この二、三年の間、材木を積んだ車が、もう頻繁に見かけるようになりました。その伐採地を見てみると、ほとんどが大型機械によります間伐、皆伐であります。その結果道路が傷んで、大型車がもう頻繁に通るもんでは道路が傷んで大変だと、道路に近い家の方はですね、瓦がずれるという大変だっていうふうな声も、実は聞かれております。自伐型林業を推進をしていくということは、様々な意味で大変大事なことではないかなと思います。今は皆伐が進んどるといいましても、実際に山下に残るのはですね、僅かなんですよ。僅かなんですが、全く金にならないと言われとったもののが多少でも残るようになると、皆伐に踏み切ってしまうということに、今現状がそうなっとると思うんですよね。自伐型林業でやると。山がどんどんよくなつて、残った木が立派に育ち、最終的には、山下に十分な財として残っていくと。いうことになると思いますんで、そういう観点からも自伐型林業の推進、そしてその有効性、これをやはりPRをしていく必要があろうということを申し上げておきます。はい。以上最後の4項目目の質問に移ります。安芸太田町、神楽協議会設立後の情報発信の強化についてであります。安芸太田町神楽協議会は令和4年、11月、町内、15団体の神楽団等により設立されました。その目的は、伝統芸能の神楽を継承し発展するため、神楽団が安心して活動できる環境を整備するとあります。そこで、質問でございます。神楽振興のための環境整備の内容や、これから進めようとする方針を、具体的に説明をいただきたい。二つ目に、町のホームページに神楽団を紹介するコーナーなど、設ける、考えがございませんか。これは具体的に言えば神楽団ごとの動画の紹介等ですね、単にどこどこ神楽団がおりますというだけではなくてですね。そういう動画の紹介等もあってしかるべきかなというふうに思い、以上2点について伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続けて神楽協議会の設立の件について御質問いただきました。これまで本町におきましてはですね、各旧町村毎に協議会があったわけでございますが、これを本町の合併以降ですね、やっぱり一つにまとめていきたいというお話があつた。そういうものは長年の課題ではなかつたかなと思っております。それがようやく、昨年の11月でございますが、全神楽団の合意のもと、安芸太田町神楽協議会という形で設立をさせていただきました。本当に関係者、皆様はじめですね、多くの皆さんのお協力のおかげだったと改めて関係者の皆様に深く敬意を表するものでございます。その上でようやく、町単位で、これから神楽の団体として活動ができるというのは本当に大きなメリットがあると思っておりまして、メリットというかですね、これまででは、芸北

神楽で言いますと、北広島町と、それから安芸高田市はもう既に、自治体単位での一つの神楽協議会があつたもんですから、もうそういった意味で、自治体単位ですね、様々な取組ができると。それに対して、本町はなかなか同じような対応が出来なかつたことでですね、結果としては後塵を拝することが度々あつたのではないかなと思っております。そういうことを解消することができるという意味では、例えば今回G7への対応ですね、G7においては広島の一つの特徴的な、伝統行事として、やっぱり神楽というのをしっかりと、この機会に合わせて宣伝をしていきたいと思ってるわけでございますが、これが、本町も協議会を設立したということで、安芸高田市あるいは北広島町と足並みをそろえてですね、改めて芸北神楽というのを、G7の事務局のほうには売り込みをさせていただいてるところでございますし、あるいはまた、本町の中で言いますと、神楽というのはやっぱり一つ、観光という意味でも重要なコンテンツだという思いはございましたが、それを実際に、昨年末、これは観光庁の補助金をいただいて、地域商社のほうで企画をさせていただきました、本町の冬を楽しんでもらうツアーを組ませていただきましたが、これの中にイベントの一つとして、神楽を盛り込ませていただきましたが、これもですね、安芸太田町神楽協議会と連携をしながら取組をさせていただいたということがございます。そういうことも含めて、これから神楽協議会の設立によってですね、本町の神楽の活性化を図ると同時に、本町自身も活性化をさせていただく、その土台が出来たなというふうに思ってることでございます。大変期待をしているところでございます。ということで、これから本町としてもしっかりとこの神楽協議会を通じて、神楽団体のほうには、御支援をさせていただきたいというふうに思ってることでございます。具体的な取組についてはまた担当課のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、町内神楽団の高齢化や担い手不足が顕在化する中で、特に近年、コロナ禍における、出演機会の減少と重なり、神楽団の活動が大変厳しい状況となっております。このような神楽団を取り巻く環境の変化でございます、や、多様化する問題に対して行くためには、神楽団同士が情報連携し、共助できる環境を整備し、全町的に神楽振興を推進することが重要であり、令和4年11月に設立した安芸太田町神楽協議会は、その役割を担う組織として位置づけております。神楽団の窓口、課題解決業務を行うだけでなく、町外の神楽イベントの情報提供、町内の祭り、イベントとの連携、地元学校への出前授業、地域商社あきおおた、連携したツアー企画や商品開発などが具体的な活動案でございます。出演機会創出や、後継者育成の観点で支援し、神楽団が安心して活動できる環境づくりを推進していただくことが、神楽協議会の皆様にお願いする事項でございます。町は、この活動に対し支援をしてまいりたいと考えているところでございます。また、安芸太田町神楽協会の取組を加速するために、町の神楽振興について情報発信するとともに、町内の祭り、イベント、などへ、町内外から誘客を促すことを目的として、同協議会のホームページを整備することを検討しております。このホームページは、神楽協議会の目的概要、事業内容とともに、町内神楽団の紹介、活動スケジュール、神楽団への入団申込み、問合せなどの情報を掲載することとして検討しているところでございます。さらに具体的な掲載内容につきましては、神楽協議会で協議し、実施することとしているところです。なお、このたび、神楽協議会設立を記念し、春には神楽協議会設立記念の競演大会を開催する予定で、日程は4月30日でございます。現在神楽協議会と準備を進めているところでございます。コロナ禍の終息を願い、またG7開催で来られる各国のメディアにもお招きしての開催できればと考えておりますので、開催に当たりましては、議員各位にも御協力いただき、ともに盛り上げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

産業観光課長から、町長から力強い、答弁をいただきましたが、安芸太田町の神楽は、議員の中にも4名関係者がおるわけですね。それぐらい神楽関係者が多いということと。それから、安芸太田町の神楽は、いわゆるその6調子の旧舞と、それから、神祇舞を保有している、神楽団があるわけでありまして、非常にその意味では、奥深い、神楽であろうというふうに思うんですね。そういう意味では宝の宝庫、これがまだ、今までではありません、八調子の新舞の陰に隠れて、やや脚光を浴びとらんかったという感じがいたしますんで、失礼しました、行政関係者にも大変たくさんおられます、そういう意味でこの神楽協議会を設立を機に、これこそ安芸太田の魅力発信のためにですね、ひとつ協議会の支援をいただきますようにお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で5番末田健治議員の質問を終わります。

休憩 午後3：33分

再開 午後3：45分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい。4番、小島俊二議員。

○小島俊二議員

こんにちは、4番の小島俊二です。3月定例議会、本日の最終の質問になりますのでよろしくお願いします。私は議員になりました、間もなく2年を経過いたしますが、議員になった当初の目標は、職員からなったもんですから、なかなか行政のことをすぐに責めるというのはなかなか難しい立場だなと思っておったとこでございまして、中本議長等々がやっぱし県議会等々でいろんな政治的な動きをされておる、そういったことが町の推進につながればと思って、そういった活動を中心にしていこうというふうに思っておったとこでございますが、昨年、体調崩しまして、十分な活動が出来てないと非常にじくじたる思いで、現在を過ごしておりますというところでございます。最近非常にうれしかったことがあります、町の防災無線でも言ったんですが、その晩に、今日7時半から加計高校を取上げた番組がありますいうて1回だけちょっと言ったんです。これまた5分程度の何かイベントでもするんだろうなと思って見よったら、加計高校の生徒がたくさん出てきて、企業訪問とか、いろんな活動をして、校則の在り方というテーマでいろんな議論をしておりました。それが非常に立派なというか、インタビューとか、非常に立派な活動をしておりました。なかなか議員が8人よってもああいう活動がなかなかできるんかなというぐらいの、非常に、リーダーのところなんかすごい立派な形でございまして、あれであれば各高校の存続は十分できるし、レベルの高い教育ができるんじゃないかというふうに感心したところでございます。今年度の応募状況を見ると、一般枠20人に対して、55人ですか、25人に対して55人ということで相当の倍率であるということなんで、後ほど質問もしようというふうに思うんですが、前も質問しました、加計高校の1学年2クラス化等々について可能性は少しもないのかどうか、いうようなところをちょっと聞いてみたいというふうに思うところでございます。本日は諸課題に対応する新年度予算についてとして、内容として4点の質問を考えております。十分な準備期間が出来ておりませんので、不十分なこと申しますが、よろしくお願いしたいと思います。最初の質問としまして、令和5年度予算における重点施策についてと題して質問をします。橋本町政誕生から間もなく3年が経過します。令和5年度予算編成が実質的には、町長に就任されて、2回目の予算編成作業となりますが、令和5年度予算において、町長が最も重点を置き、力を入れている政策事業は何かをお聞きします。先ほど質問がありましたんで、ここでは町長を考える。1丁目1番地、小さい事業でもいいですが、これはぜひ推奨しますという事業がありましたら、述べていただきたい。今朝、新聞、テレビ見よったら、最近の若いもんは1丁目1番地という言葉が分からないらしいですね、ほん

まの1丁目1番地か、銀座の番地かということなんで、ここにおけるメンバーほど分かつると思いますんで1丁目1番地ありましたらよろしくお願ひします。

○中本正廣議長

議長。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、一つだけと言われるとなかなか難しいところがございます、1丁目1番地、そういう中でもですね、先ほどからお話をしとるように私自身はとにかく人口減少に歯止めをかけるということが1番、こだわって取り組んでまいりました。その上で、いろいろもろもろ分析をした結果、何よりも、移住したい方はいるんだけれども、それを逃してると。とりわけそれが、住宅がないというところが1番大きな課題だという思いでございましたので、U I Jターンしたくなる住宅の整備、これが私なりに1番力を入れているというか、大きさはともかくとしてですね、重要な課題だと思っております。そういう意味では、先ほども話をさせていただいて、これまで、空き家の利活用ということで、町が空き家を借受け、それを町が改修をさせていただくという取組を、昨年、今年度、新しく始めさせていただきましたが、なかなかこれ正直思うように、物件を確保出来ていないのが現状でございました。そういう意味では来年度、改めて、町が改修するのではなくてあくまでも持ち主さんに改修をしていただく、その補助をさせていただくことによって、例えば違いはですね、一つは家賃の回収というのが、これ町が借受けた場合は町が回収をさせていただくと。そのお金を、実は改修費の補助というか補填に充てさせていただくという意味では、町が改修しながらも、町の持ち出しが少なくなるというのが、今年度の施策のポイントだったと思うんですが、それがなかなか思うようにいかないという意味では、家賃の回収は、持ち主さんに当然、家賃は回収していただくわけでございますが、より改修することによって、あるいは移住者に対して住宅を確保することが、持ち主さんにとってもプラスになれば、より、改修、空き家の改修も進んで、結果として、移住に必要な家も確保できるのではないかということで、今回、オーナー制度というのは新しくつくらせていただいたところでございます。もう1点だけ、1丁目1番地じゃないんですが、今回公民連携というのも力を入れさせていただいておりまして、これも施政方針の中では、お話をさせていただきましたが、最大五つの事業が、公民連携として来年度進むかもしれません。それが一つは、これまた、家の確保ということで、町営住宅あるいは定住の優良賃貸住宅を確保するということも一つ、来年度の事業としてスタートいたします。こういった手法を少し活用させていただいて取り組んでるということも、アピールをさせていただきたいところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、人口確保という意味で、定住住宅の確保、非常に重要なことだろうと思います。加計の市中にも空きがたくさんあります。ほいで、持ち主のほとんどの方が貸すんではなしに、もう手放したいという方がほとんどでございます。将来的に後継ぎも帰ってくる見込みがないし、手放したいということなんで、いろんな作戦いうか、政策を考えるのはいいんですが、もう大胆に町のものにしてしまって、それを町が貸出しなり、販売をしてから定住者を増やすと。いうようなことをしていったらどうかと思います。安芸太田町も、崖縁に立った今状況だろうと思いますんで、よっぽど思い切った手を打たないと人口の増はないんじゃないかというふうに思うところでございます。そういう町が中心になって、町が空き家を自分のものにする、そういう施策の展開であるとか、加計地区でも今、技能実習生の方の寮とか、住まいをたくさんつくっております。今後そういった方が増えてきますんで、市中でも少しそういった方の歓迎の意味の、何かイベントをしたらどうかというような話もありますんで、ぜひ空き家空き地につきまして、町が思い切って取得して、取得いうか、要は、ただでもいいよという人おると思うんですよね。そういうものを譲り受けて活用するというようなことはど

なんですかね。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて御指摘いただいたように町が持つということも一つの選択肢として考えていきたいと思っております。なかなかそこまで踏み切っていないのはやっぱり物件にもいろんな状況があるということが一つで、町が持つという意味では今回、空き家を持つというよりはですね、定住地、町営住宅を、要は拡大するという方向に今回、選択肢としては挙げさせていただきました。もちろん一長一短あると思いますけれども、我々としてはというか、特にですね、やっぱり移る方、やっぱり新しい家に住みたいとかいう思いもあってんだと思います。冒頭、加計の加計高校のことについて触れていただきました。授業の中身についてもちろん評価いただいているんですが、黎明館が新しいということも、どうも大きな要素だったというふうに聞いております。そういった意味で、まずは、この定住住宅についても、まずは新築のものを用意すること。今回提案させていただいておりますが、あわせて、小島議員御提案いただいたような市中の空き家についても、町として持つということも、選択肢としてはこれから考えていかなければならないことではないかなと思ってるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

できるだけ検討をよろしく、言うて、言うてないよ。はい。私が考える1丁目1番地来年度予算で目についたのが、地域づくり課へのDX推進係の設置であります。その内容について、もう少し、二見課長でもいいですから担当とか人員とか分かりましたらよろしくお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。議案にもなってる案件でございますし、担当としましては総務課のほうで組織の担当しておりますので、私のほうから簡単に答弁をさせていただきます。このたびですね、DXに関しましては、やはり、大きなうねりと言いましょうか、ほかの自治体に関しましても、DXに関しては特化した組織をつくられていらっしゃいます。そうした状況の中、我々の町もですね、御多分に漏れず、このDXに関しましては、企画課のほうを中心に、計画のほう策定し、現在皆さんのが御承知のとおり、モリカ等で町民の皆さんにも、ようやくこうDXの形が見え始めたんじゃないかなというふうに思っております。そうした中でですね、やはり情報関係の事務というのを、現状、総務のほうへ持っていましたが、やはりこれ一元化したですね、形で、組織で取り組んでいかないといけないだろうという思いでですね、今回町長のほうがそういう発案の、ことをおっしゃっていただきましたので、私のほうで組織の改正というのを、この1年かけて検討してまいった次第でございます。人員等についてはですね、人事のこともあるんですけども、現在広島県におかれまして、デジシップ構想というのを持たれております。これ何かと申しますと、我々のような小さな自治体ではですね、デジタル人材というのが非常に不足をしております。そうは言ながらですね、私たちの町、SEの経験を持ってる人材を、今、いらっしゃいます小島議員さんを中心確保していただいて、過去ですね、していただいておりますので、こうしたとこを中心にやってるんですが、広島県においては、このデジタル人材をですね、県のほうでプールし、それを、市町のほうへ、要は派遣を出すといったようなことを、この2年間ぐらいで考えられ、来年度に関しましては、この何とかですね、デジシップ構想の中で少し、また、我々のところに派遣をいただきたいということでお願いを今している状況でございます。まだこれに関しましてはですね、ちょっと公表でき

る段階ではございませんが、こうしたことを取組ながらですね、人員のほうの確保も行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。この推進係に誰を付けというのを聞こうと思わんのですが、要は、独自、単独で1名なり2名なりがつくのか。それで、概要でいいですから、どんな業務を担当するのかということが分かれば。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。DX推進につきましては、昨年度、DX推進計画というのを策定いたしまして、それに基づいて、本年度、DX共通基盤というのを立ち上げまして、それに連動させる形で、モリカアプリ、モリカのカードを運用してきておるところでございます。今後、令和5年度は、それに付随する形で、防災避難アプリ等の実装を進めてまいる予定にしております。それで、DXを推進するために、既存の、いわゆる町内のあるシステムの部分とそれから、DX、今度、新たなシステムの部分を融合していく部分と、それから、町内に今ある、行政系の運用を確実に進めていく部分と、というのを、連動させる部分とうまく保守していく部分というのが恐らく出てくるんだと思うんで、その辺を融合するところは融合させていく。それから、しっかりと進めていく部分はしっかりと進めていくといったいうふうに、しっかりと、同じ、チームなんんですけど、しっかりとその役割を確認しながら進めていくという意味では、むしろ一つになって進んだほうがやりやすさが出てくる部分もあると。いうふうに考えておりまして、今後具体的にはですね、どういう、そのチームの中で、役割を果たしていくかっていうのは、議論していく必要があるかと思ってるんですけども、同じDX推進が一つの組織であることを有効に、今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

今の答弁であれば、今の電算担当というか、あそこと新しい部署との融合、統合させて新しいことを取り組もうということなんでしょうが、今の行政を取り巻く状況というのは、このDXというかICTというか、そういったものと取り扱わないと全く手に負えん。もう、過渡期言うかちょうど、分岐点ちょっと過ぎたぐらいの時期だろうと思っております。職員もここで生き残れるかどうかの過渡期になってるんだろうというふうに思います。自然にそういうものが使えないから自然に退職を余儀なくされる職員も出てくるんじゃないかなというふうに思ってます。できるだけそういうことを生まないように、DX担当のほうで、可能であれば、もうルーティンみたいに、ただ、パソコンを突いてできる業務の、構築すればできる部分もありますんで、そういう部分の構築と、もう町外とか町内とか、庁舎内とか、そういう部分のシステム化っていうのはその担当に任せるというぐらいをしていかないと、生半可な知識では、今、国のやっているものなんてのは全然追いつけんというふうに思いますんで、思い切ってやるんならもう、少々人員をはたいて、投資をしてでも、このDX担当に、また来年度も引き続き、人員配置なり予算配分をしていたらどうかというふうに思いますが、そのへんはいかがでしょう、町長。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めてしっかりと力を入れるべきだというそういう御指摘だったと思っております。私どもも同じような

思いを持っております。本当に大きく変わる中で、場合によっては、人員、環境になかなかなじめないといいますか、そういう職員も出てくるかもしれません。そうならないように、全体的にも、研修含めて対応していかなければならないと思いますし、これ、特に広島でいいますと、知事が一生懸命力を入れておられる分野でございます。将来的には、全職員の5%はDX人材を組み込まなければならぬと言われております。うちでいうと、5人から10人はもう、そういったことが、単なるSEのレベルではなくてですね、DXの考え方をしっかりと理解をした職員が、各担当課のほうにもいるようなそういう状況だと思います。そういうことをやっぱり我々も目指していかなければならぬと思っております。今回、そういう意味では改めて推進係をつくらせていただきましたが、体制的にはですね、もうちょっと、係長以上のクラスも配置をした上で、県のほうからもそういう方が来てもらえるのではないかと期待しておりますが、そういう意味では、単に事業の見直しというのではなくてですね、政策的にも、こういった分野というのはもっとDXを導入しなければならないとか、あるいは、各課にもそういう働きかけができるようなそういう人材をやっぱり配置をさせていただきたい、組ませていただきたいと思いますし、そうなれば、恐らく県のデジシップ構想の中でもですね、そのクラスを派遣いただけるのは、恐らく本町初なのではないかと思っております。逆に県のほうからも、そういう本町のDXに対する取組は、かなり評価をいただいているのではないかと思っておりますが、我々としても、まさにそういう思いでですね、小さい町でありますけれども、DXの分野ではぜひ、県を引っ張っていけるような、そういう取組ができるように、人材の確保も含めて、これからしっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。ぜひ、5年度スタートとして、6年度には係りというんではなしに室とか課とか、いうふうに、大きくして、今からのこの時代だろうというふうに思いますんでそこを、県内各市町に遅れをとらないように、率先して進んでいただきたいというふうに思うところでございます。それでもう1点来年度予算とは関係ないと知らんですが、一般廃棄物について、直接広島市への申込みというような話も聞いておるところでございます。担当室長で結構でございますんで、その概要について簡単にお願いします。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。今一般廃棄物のことで御質問いただきました。現在安芸太田町の中で発生する固形状の一般廃棄物、いわゆるごみについては、ほとんどがポックル黒埠のほうに搬入をされております。その中の可燃ごみ、燃えるごみについては、ごみのピットのほうへ一旦集約、おろしてですね、その中の、ごみクレーンとそれから搬出コンベアを用いまして、また別車両に積み替えて、広島市の安佐南工場のほうへ持っていくて焼却をしていただいております。これを令和5年度から、この可燃ごみを、まずすいません可燃ごみの内訳なんですけれども、まず委託の業者が収集する家庭系の可燃ごみ、それから、民間の許可業者が収集する事業系の可燃ごみ、それから、一般住民の方あるいは一般的な事業者がポックル黒埠に直接搬入をされる、自己搬入の直接搬入の可燃ごみと三つあるわけですけれども、そのうちの委託業者あるいは許可業者が収集する可燃ごみについては、令和5年度からポックル黒埠を経由せずに直接安佐南工場のほうへ持っていくこととなっております。一般住民の方あるいは一般的な事業所の方が、安佐南工場へ直接搬入するというわけにはいきませんので、これにつきましては、これまでどおりポックル黒埠のほうで受入れをしまして、ある程度量がたまつたら、安佐南工場のほうへ、コンテナ車のほうに積んで持っていくということになっております。衛生対策室長から以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、市の当局と、なかなか粘り強い交渉された結果だろうというふうに思います。もともとの目標がやっぱり直接搬入ということが目標でございましたんで、一歩前進ではないかと思います。今のポックル黒埠がある黒埠というところも相当町道、林道が傷んでおりまして、いつ、大規模災害来て入れなくなるような時期が来るんではないかと思いますんで、早期にその解消を図り、ごみのというか、持込みが出来なくなるというようなことが発生しますんで、もし町内に中継基地をつくるんであれば、最低限の基地で済むように、少しずつでも、広島市へ直接持っていけるような体制を粘り強く、衛生当局と粘り強い交渉を続けていっておいていただきたいと思います。その二つが、令和5年度当初予算では非常に小さい事業でありますが非常に目立つ事業というふうに感じたところでございます。橋本町制が始まっていますが、町長やはり住民の方の意見を聞いて、十分聞いて事業を執行するというスタンスで進まれております。聞くのは非常にいいことなんですが、あまり聞き過ぎても時間ばかりかかって、事業が進まんのではないかという心配をしておるところでございます。そういった意味で、若干例は違いますが橋本町長誕生して早く決断して、事業化されて完成したのが、加計高校の生徒寮、黎明館ですかね、でございます。前町長も非常に悩んでおったのか、そこまで決断が出来なかった部分でございますが、就任以来早速決断されて、形成されて、来年度はもう60人ぐらい入ってくるんですかね、いっぱいになるのが何とか間に合うのも黎明館を建設されたからではないかというふうに思っておるところでございます。そこらを十分に早い決断でやっていかないと時期をずらすということもあるのかと思いますんで、他の事業につきましても、早い決断で事業を決めて、建設途中でやっぱり住民の方の声を聞くことは十分可能だろうと思いますんで、早く結論を出すということは非常に重要だろうと思います。先ほどの一般質問もありましたが、筒賀の拠点なんかに結構早く決められたようでございますんで、そこらも十分また意見を聞いていただきたいと思います。少し手法を変えられたんですが、どうですかね。早く決められるという意味で。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

当然、スタイルなりを変えたつもりは余りないんですが、筒賀の拠点については、まだ計画の案を取りまとめている最中でございますので、結論を出したわけではないつもりであります。ただ、本件についてはもちろん過去の経緯もございます。あるいは、もっと大きな目線として生涯活躍のまち構想というのをやっぱり町全体でも進めておられたと。この経緯を私なりにやっぱり無視出来ないと思っておりますもんですから、筒賀拠点がまだ遅れているという意識もございます。そういった意味で、早めに取組をしていかなければならぬという思いはございました。ただ改めて、これも、しっかりと御意見を伺いながらですね、まとめていきたいと思っておりますし、計画、あるいはその物事にやっぱりタイミングというのもあろうかと思います。タイミングを逃したことによって結果、まとまるものもまとまらないというのはやっぱり避けるべきだと思っておりますので、そこら辺やはり、それぞれ、私なりにしっかりと考えながらですね、必要なものはスピードアップを図っていきたいと思っておりますし、また一方で、丁寧にお話を聞くということも引き続き続けていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、全国の町でもやはり、飛躍的に取組がよくいってるとかいうのを聞きますとやはり、町長のリーダーシップ、町長代わったから政策が非常に変わったような非常に多いというふうに感じておりますんで、ぜひ独自

のアイデアで、みんなを引っ張っていっていただきたいと思います。最後に1点だけ、先ほど言いました教育長に聞きました加計高校の1学年2クラスかっていうのは広島県ではもう、無理難題なことなんですかね。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい、1番具体的な実際の例で言えば、隠岐の島前高校のことだと思うんですけども、これも立ち上げたときには、1学年30居ない、確か89人しかいないところからやってきて、それから10年で倍増して180人、1学年60人まで持ってきたと。今回は、寮が非常に魅力的な寮だったということは大きな要因だったと思うんですけども、問題は、まず受入れとして、あと100人ぐらいを、あるいはもっと言うでも、80人ぐらいはですね、収容できるような施設がないと県にも言うていけない。というのは、地元の生徒は、幾らかき集めても30がせいぜいでございますから、あと100幾らでいくとなると、その人数を収容するものを持たないと出来ないと。恐らく島前のほうでは、そういう、いろんな意味での宿泊キャパはあったと思うんですが、毎年、今のように、五、六十人受けに来て、何十人も落ちていくというような状況が続けばですね、県に言っていく、ある程度の条件を整えますが、一方で、そういう宿泊施設といいますか、泊まれるものがないと言うていくことができるんじゃないかな、そういう点では、県というよりも、むしろ、こちらのほうが大変厳しいというふうに私、思っています。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

こちらは決まりや終わりですから、大した問題じゃないというふうに思います。私、聞いてるのは、県の教育委員会の制度として、そういった、毎年40人も50人も学校に入れない、加計高校に入れない生徒が発生すれば、2クラスの可能性っていうのはあるんですよね、はい分かりました、ということなんで、そうなると今年、30人程度オーバーしたということなんで、もう少し、来年再来年と、3年ぐらい実績をつくれば何とかなるっててくるんじゃないかなと思いますんで、議会、我々も議員としてそういったこと働きかけいうのをまた県のほうへしていかなければというふうに思いますんで、ぜひ力を合わせて、2クラス化をすれば、学校も安定しますしそれが卒業生も安芸太田町内に住んでくれる可能性出てきますんで、ぜひ、無理というんではなしに、その辺の働きかけを始めて、もう来年ぐらいから、黎明館2号館ですか、ぐらいの発想を持って取り組んでいかなければ、県が言うたら、もうこれはそれは準備しておりますよというような段階だと、人を集めただけなんですよと、いうような、強い取組で当たっていきましょう、一緒に頑張りましょう。はい。2点目でお願いします。町内中心市街地の在り方と今後の対応策についてですが、昨年から今年にかけて町内の飲食店が相次いで、閉店を決められております。また、加計の広島銀行加計支店が令和5年8月に可部支店と統合され、廃止を決定されています。このような飲食店の閉店及び、特に金融機関の撤退が地域経済にどのような影響があると考えておられるのでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。やはり質問の中で、金融機関の撤退、飲食業の撤退がここ相次いでなされております。やはり地域内の経済が循環しなければいけないというふうに思ってますし、飲食も含めて、観光客町外の方がこちらに来る、また、町民の利用が、まずそこに、町民の方ですね、商店街で利用が出来、そのため、賑わいを見せている姿、また、安芸太田町でございますので、観光客も含めた町外の利用の方もですね、やはり利用があつていかなければいけないというふうな、今考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

民間への支援ってのは、非常にハードルの高い、難しいことだろうと分かりますよ、小さな商店さんもありますし大きな商店もありますんで特定の事業者への支援は難しいんですが、菅田産業課長として、民間事業者の撤退なり閉店というのは仕方がないというふうにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、今の御質問でございますけど、やはり飲食業につきましては、やはりこの地域のですね、やっぱり特性であります。特に飲食業につきましては、町内で仕入れ町外からの仕入れも時間がかかることがあります。毎日朝早く、魚を仕入れて、今では共同で、千代田、北広島町の千代田まで共同で取りに行って仕入れて、それを調理する。また、食事に関して夜遅くやっています。タクシーもございませんので、店主自ら、お客様を送つてくる、送っていく。その後、片づけをするというようなこともある中で、やはり体力的にもたないというような話を、かなり聞いているような状況で、これに関してはやはり厳しいのではないかというふうな思いもあります。さらに、流通もそうかも分からないですけど、やはり個人経営になると、やはり資本のところがある、またコロナの関係で、毎週、必ず、飲食された方が来なくなったというような大きな要因ではないかというふうに思ってます。それに対して、本町では、令和3年度から、経済対策として、約5000万円資金を投じて支援をしていたところでございますが、やはり今後、さらにそれを、その経済対策として支援をするというよりも、消費喚起という意味で、地域通貨制度モリカの運用を12月から始めたところでございます。少し、実績の数字を出していただきますと、2月28日までの利用金額、これについては、5720万円の利用がございました。そのうち、期間限定マネー、7000円配付した事業については、約3836万円で率にいたしまして96%でございました。チャージした金額につきましては、2320万2000円ということで目標を金額を上回る町内の消費額が見えているところでございます。しかしながら全商店ではない、これまでの成果を分析しながら、さらなる取扱い商店が増やせるように、募集したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。行政として、何とか理屈がつく支援というのはしていきたいというスタンスであるということが分かりました。そういう意味で安芸太田町内から次の展開があるのは、加計やら戸河内にある。ショッピングセンターでございます。これがなくなってくると、やっぱし住民生活に大きな影響を及ぼすんではないかというふうに思います。ただの飲食店の閉店とか以上に、影響は大きいし、活性化が出来なくなるという意味で、非常にハードルが高いことは分かっておりますが、そこらの存続に向けた支援策、ソフト的にお客さんを誘導するというような方法もあるかとも思うんですが、そういう意味で、家賃であるとか、そういうふうなところを考える余地は、町長ございませんでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。特にスーパーの件についてお話をいただきました。御指摘のように、こういう地域でございますので、日用製品が買えない、あるいは、食べ物も含めてですね、地域で買えないというのは、地域の存続そのものにとっても大きな意味があることでございまして、当然、今の、スーパーを中心にですね、小売店、何とか維持を

するということは大変重要な課題だと思っております。実はその関係で言いますと、今もちよつと紹介ありました補助、モリカという取組を始めております。これ地域循内を活性化させたいということでやっておりますが、このモリカが使われてる先で言うとですね、今、8割が、スーパーはレッツさんですかフレスタさんあるいはウエルシアも含めてですね、それで使われるのが8割ございます。結果として、この時期でいいますですね、従来以上に、実はその地域でスーパー中心にお金を使っていただいているというのが今の現状であります。そういった意味ではですね、このモリカ、逆に言うとそこに偏り過ぎてるという御指摘もあるんですが、なくてはならないスーパーの存続という意味ではかなり大きな意味があったのではないかと思っております。こういう取組を引き続き続けさせていただくとともに、このモリカという制度をうまく、ほかの地域の小売や飲食店さんを使っていただいて、経済活性化にやっぱり、使っていただければなど。よくポイント制にするべきだという御指摘もあるんですが、ポイント制にする前に、例えば本町のモリカも、今現状でもですね、モリカを決済に使ってもらううちの店これだけ安くしますよということに使っていただくと、それだけでモリカの活性化の有効利用にもつながりますし、それが皆、店にとってのプラスにもなるということでございます。そういう取組の仕方もこれから宣伝をさせていただいて、地域内循環を高めることによって、各お店さんも、活性化をする、さらにはスーパーを含めた小売店さんも引き続き、この地域で維持していただけることにつながるのではないかと思っております。将来的には議員御指摘いただいたようなハード面での御支援というのもあるのかもしれません、やっぱりどうしても、特にスーパーなんかは、地域の住民さんあっての業態だと思いますので、住民がこれ以上減るということを止めることができれば、大きなことに、大きなその店の存続につながっていくと思いますし、ちょっと繰り返しになりますが、モリカの取組というのは各スーパーさんも実は結構御評価をいただいていると思います。このモリカを使っていただいたことを中心に、例えば、今後の話で言いますと、商品の配送的な事業も、例えばモリカを使って出来ないかという御相談も実はいただいているところでございまして、我々として、改めてこのスーパーを含めた、小売店が維持されているというのは、町の存続に直結する、取組だという思いでですね、知恵を出していきたいなと思っています。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員

○小島俊二議員

はい。やはり町長リーダーシップというか、町長わがままになって、これやると言うて決めてしもうて、そういったスーパーを助けるとか、いうようなことを具体的に動かされたらどうかと思います。やはり、民間業者ですからやっぱり発表したらもう終わりなんですよね。発表してしまったら、いや、加計支店を開店しましたよ、発表したら終わりなんで、それまでにやっぱし、向こうの社長さんであるとかそういった方と人間関係をつくっていただいて、何とか具体的な支援はすぐには出来ないにしてもそういった人間関係をつくっていただいて、安芸太田町にその店を残してくださいという動きは引き続きしていただきたいというふうに思うところでございます。外国人の技術技能実習生の方の寮ができるのはやはり加計地区、できるのはやっぱし、フレスタとか、セブンとか、そういった店舗があるからというようなこともありますんで、そういったところは安芸太田町の非常に命綱になってこようというふうに思いますんで、頑張ってまいりたいというふうに思います。そういう状況の中、今加計の市中、ほとんどお店はなくなってきておるんですが、旧駅前架橋周辺に民間事業者の店舗が1店舗、2店舗、3店舗、4店舗余り、出来まして、現在、月に大体2月は5000人を超えるような、1店舗人が出入りしております。そうすると4店で1万人を超える人たちが、あんまりダブりはないですから、1万人を超える人たちが出入りをしております。そういう意味で今加計市中のほうで、そういった4店舗なりを中心に活性化を図ってはどうかというような有志がありまして、私もちょっとメンバーに入ってるんですが、そういったところで、行政のほうに直接支援というふうなことはすぐにお願い、今ある制度を何とか利用していきたいというふうに思うんですが、私も元行政の職員だってよく分かるんですが、もう少し手続論とか

何とかを簡単にハードルを下げてもらいたいというのが私の願い、お願いじゃない、願いでございます、ということなんで、またいろんな取組なり、実績を積み上げたことをまた商工観光課なりに話をしに参りますんで、ぜひそういうとき十分に聞いていただきて、何かできることはないかというお互いに知恵を出して、民間での住み分けをすることは十分しますし、自分らでやることは、やるという動きになっておりますんで、その辺のことをしていただきたいと思います。ホームページでリボーン加計という、今ホームページ挙げられている取組をしておりますんで、ぜひホームページ見ていただきて、賛同していただき協力をお願ひしたいというふうに思うところでございます。時間もないんで3点目に入ります。空き家対策の具体的な展開についていふことでは、町内にあります安芸太田町空き家対策協議会の令和3年度4年度の開催状況と開催があれば、その協議内容、議題について質問をいたします。建設課長です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。空き家対策協議会の開催状況でございます。年度、一遍、1回ほど実施してございます。昨年度も2月、昨年2月に実施させていただきまして今年度は3月の28日、年度末になりますけど、開催を予定してございます。その内容ですけど、本町が設置してございます安芸太田町空き家対策協議会の開催でございます。こちらの内容でございます。空き家対策計画の策定及び変更並びに啓発の実施に関すること。特定空家に該当するか否かの判断。空き家と認められる者に対する立入り調査の方針に関する事など、協議や議論をする場となっております。その協議内容を参考としながら、各種取組の最終判断は町長により進めることになってございます。中でも、行政代執行などの強い行政権を行使する場合、具体的に、今年度協議をさせていただきて、令和5年度で、行政代執行のほう実施しなければいけない、極めて危険な物件がございました。そちらを協議会で協議した後に、次年度に、町として行政代執行を実施しようと準備しておりました。そちらの協議を準備してございましたが、再三にわたりまして私も出向いたりして、相続人、所有者である相続人と、お話をさせていただいたり、協議、説得を行った結果、本町の空き家解体補助事業を活用され、自ら解体を行われました。なので、行政代執行の実施には至りませんでした。今後におきましても、そのような物件があれば、協議会の中で十分協議を置きながら行いながら、行政代執行のを視野に入れながら、取組を行いたいと考えてるとこです。以上です。

○中本正廣議長

小島議員

○小島俊二議員

はい、空き家対策については、令和5年度に補助事業を拡大して、要は危険空き家でなくっても、補助対象にするよというふうに、されるというふうに書いてあったんで、まずは第1段階のスタートだと思います。今の、3分の1補助の50万円限度という部分を、先進市町ではもう少し、150万ぐらいの限度額で5割なり8割なり補助を出してるところもありますんで、地域を限定して、ちょっと市中であるとか、そういうところに集中している地域に限定するとか、いうような取組からでも結構でございますんで、ぜひ拡充をして、危険空き家、平成16年より空き家等について解体が進むような政策の展開をしていただきたいというふうに思うところでございます。それで、今年度も、対策協議会が年度末最後の最後になっての対策協議会でございますんで、令和5年度につきましては、年当初、早いうちの対策協議会をして今年度の目標を立てて、代執行1件するよとか、いろんな事1件するよとか、いうような、前倒しの開催を希望しますがその辺はどうでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、言われるとおりでございますと思っております。本年度、確かに協議をして代執行の実施しようと思つておりましたけど、本来であれば、やはり3月議会に入るまでに実施をさせていただきたい、予算の確保を努めしていくようにしたいと思っております。来年度におきましては、3月議会が始まるまでに実施したいと思います。よろしくお願ひします。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、安芸太田町の空き家対策計画は、平成27年に策定して10年間の期間でございますが、世の中どんどん変わってきておりますんで、その見直しを、半分ぐらいの年度は過ぎた頃に見直しを図ってみたらどうかと思いますんで、令和5年度は早々の開催をして、今年度の目標と実施計画を立てていただきたいというふうに思うところでございます。そういう交渉をしていれば、加計の例でも、さっき言った代執行のしようと思った例でも、親族が解体に向かうというようなこともあるうかと思いますんで、ぜひ粘り強い交渉をしていただきたいというふうに思うところでございます。最後になりますが教育大綱の策定について。これ短く聞きますが、今度第5回ですかね、あって、4月の頭なんで、もともと第5回の開催予定が3月の末ぐらい予定でございましたので、そんなに大きく遅れておる状況ではないんですが、教育体系のこの策定の時期は、最終的にいつ頃を予定されるとでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。教育大綱そのものの策定ということだと思います。当初の計画ではですね、令和5年度中に、大綱の策定は進めたいと思っております。今も、そのつもりではございますが、議論する中でやはり、時間がかかるという御指摘がありましたけれども、町民、あるいは地域住民の皆さんの御意見をよく受け止めるべきだという御指摘もありました。あるいは、今、議論している、教育大綱のたたき台でございますが、これも出来たときにはしっかりとまた皆さんにお伝えをしていかなければならないなというのも改めて感じてることでございます。そういう意味ではですね、もちろん目標としては、来年度中には思っておりますが、よくよく、皆さんにお伝えをする、そういう状況も踏まえながらですね、取りまとめを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

令和5年度早いうちには策定されることを望みます。町長の任期ももう1年で終わってしまいますんで、任期中早いうちには策定して、まずこういった教育をしていきたいんだということを具体的に示していただきたいというふうに思うところでございます。各委員の発表を聞かせてもらってるんですが、なかなか難しいことを言われるんですが、この前の菅野先生ですかね、菅野先生の発表が、何となしに、まとめをするのに分かりやすかったなど私個人的にはちょっと思ったんですが、町長の思う教育大綱の、イメージっていうのは何かあればお願ひします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。イメージといいますか、私なりに重要ななと思うテーマは最初盛り込ませていただいたというのはこの議会の場でも話をしました。一つは森の幼稚園に見られるような就学前の児童さんの問題、それから小学校中

学校という意味ではですね、御自身は体験学習というお話をされましたけれども、そういうことの重要性、あるいはそういった展開が何か出来ないかなということ。さらには菅野先生にはですね、高校の関係について期待をさせていただいておりましたけれども、改めてこれまでの議論を取りまとめるような形で、まさに、子どもさんの主体性を重視するということですとか、あるいは地域との関りの重要性についても御指摘をいただきました。これはまさに我々としてしっかりと取り組んでいかなければならないテーマではないかなと感じたところでございます。あわせて・・先生には、これまで従来、町のほうで取り組んできた、協調学習ですね、その点について改めてその意義ですか、あるいは今後の展開についてを期待してることでございますが、こういった点について、私なりにはですね、新しい大綱には盛り込めるものは盛り込んでいきたいなど感じているところでございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。最後になりますが最初に言った、この前、加計高校生のテレビ番組、30分番組ありました。ぜひ見ておられない方は、まだインターネットで配信をしておりますので、ぜひ見てやっていただきたいというふうに思います。私加計高校でないんですが、加計高校の何となしにイメージが変わりますんで、いやすごい取組がすごいと思う、ほんまに。なかなかここまで、ディレクターとかおるにしてもあそこまでよく子どもたちが1人でしゃべって、まとめて取組ができるものかと感心をしましたんで、ぜひ議員の皆さん、職員の皆さんも一度見ていただいて、高校に対するイメージを払拭していただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で4番、小島俊二議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 4時39分 延会